

第3期南国市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和7年2月

南国市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
第2章 南国市のこども・子育てを取り巻く状況.....	4
1 統計による南国市の状況	4
2 将来推計人口の状況	14
3 アンケート調査結果の概要	16
4 第2期計画の推進状況	32
5 主要課題のまとめ	41
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1 基本理念	44
2 施策推進上の視点	45
3 施策の体系	46
第4章 事業計画.....	47
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	47
2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策	48
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	53
第5章 基本施策の推進.....	68
基本目標1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり	68
基本目標2 学びを支え、生きる力を育むまちづくり	78
基本目標3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり	85
基本目標4 すべてのこどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり	90
第6章 計画の推進にあたって.....	100
1 計画の推進体制	100
2 情報提供及び周知	100
3 計画の進捗管理及び評価	100

「こども」の表記について

本計画では、『「こども」表記の推奨について（依頼）』（令和4年9月15日付け 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室）に準じて、以下の基準により表記しています。

（1）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

① 法令や南国市条例に根拠がある語を用いる場合

例：子ども・子育て支援法における「子ども」

例：子ども・子育て会議

② 第2期南国市子ども・子育て支援計画の施策（事業）名を引用する場合

例：子どもの安全の確保

③ アンケート調査の設問・回答項目を引用する場合

例：日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国は急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済に影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題やニーズが表面化しています。

本市は、子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年 3 月に南国市子ども・子育て支援事業計画（以下、第 1 期計画）、令和 2 年 3 月に第 2 期南国市子ども・子育て支援事業計画（以下、第 2 期計画）を策定し、「こどもの視点」を大切にしながら、南国市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

国においては、社会情勢の変化を受けて、こども基本法が令和 5 年 4 月に施行となり、こども家庭庁が発足しています。同年 12 月には『こども大綱』が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

こうした背景を踏まえ、第 2 期計画の計画期間が令和 6 年度で満了することから、第 3 期南国市子ども・子育て支援事業計画（以下、第 3 期計画）を策定し、市の各計画と連携しながら、「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべてのこどもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人一人のこどもが健やかに成長できるよう、南国市を取り巻く課題の解決に向けて取り組みを進めます。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえています。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条における「地域行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条による「市町村計画」を内包するものとして位置づけます。

(2) 関連計画

本計画は、「南国市総合計画」を上位計画とし、「南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「健康なんこく 21 計画」、「南国市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「南国市教育振興基本計画」等の関連計画とも整合を図り、分野横断的に子ども・子育て支援事業を充実させていくものとしします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める 5 年間とし、令和 7 年度から令和 11 年度までとします。

なお、状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期計画					第 3 期計画（本計画）				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親やこどもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回収数	有効回答率
未就学児童の保護者	郵送配布・郵送回収	1,565	938	59.9%
小学生児童の保護者	学校配布・学校回収	150	122	81.3%

(2) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等で構成する「南国市子ども・子育て会議」において、計画内容及び施策推進に関する事項について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年2月13日から3月6日まで、南国市のホームページ等でパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取します。

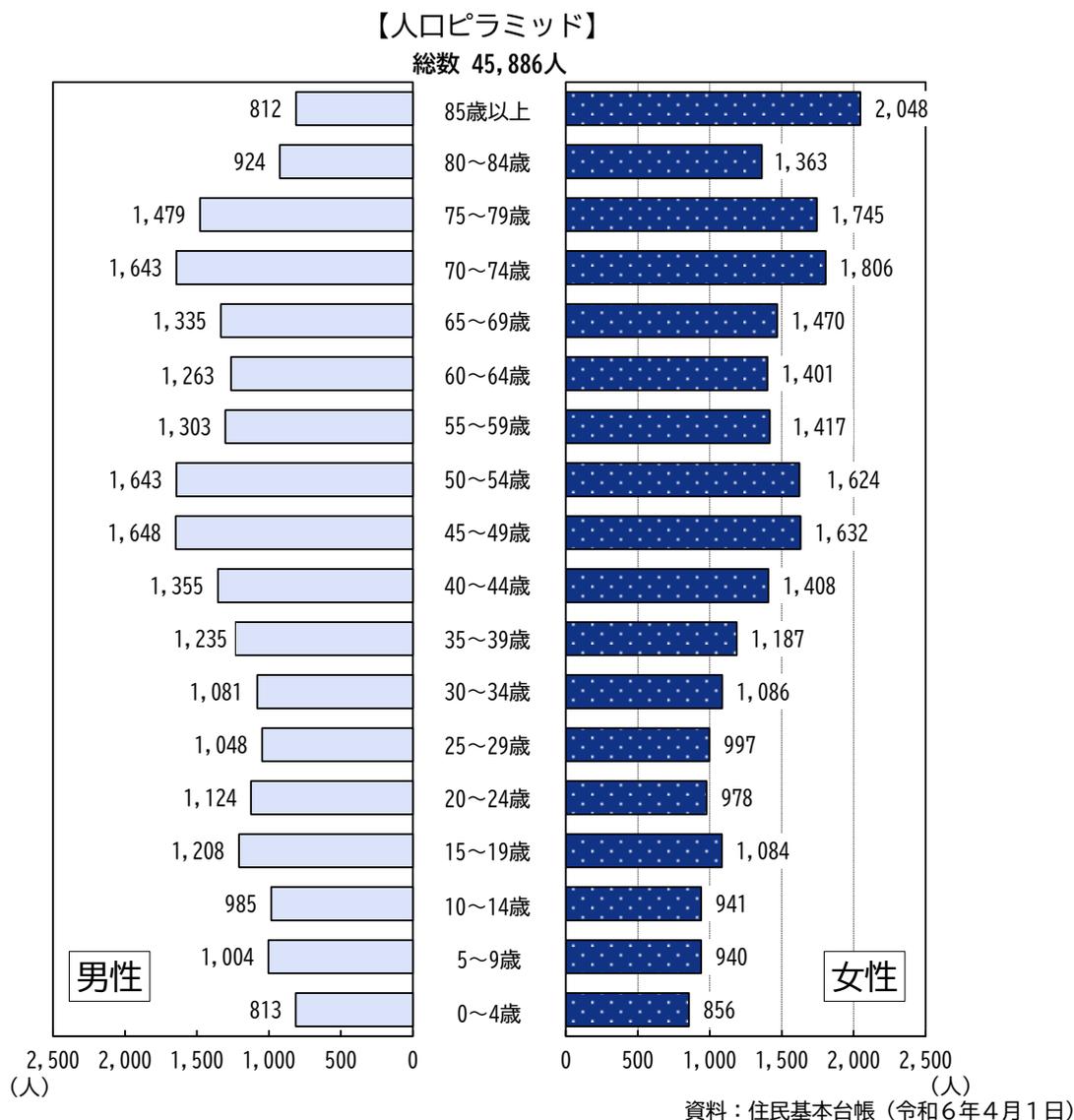
第2章 南国市のこども・子育てを取り巻く状況

1 統計による南国市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 人口ピラミッド

本市の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも45～54歳および70～79歳の人口が多く、30歳未満の若年層が少なくなっています。特に20歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

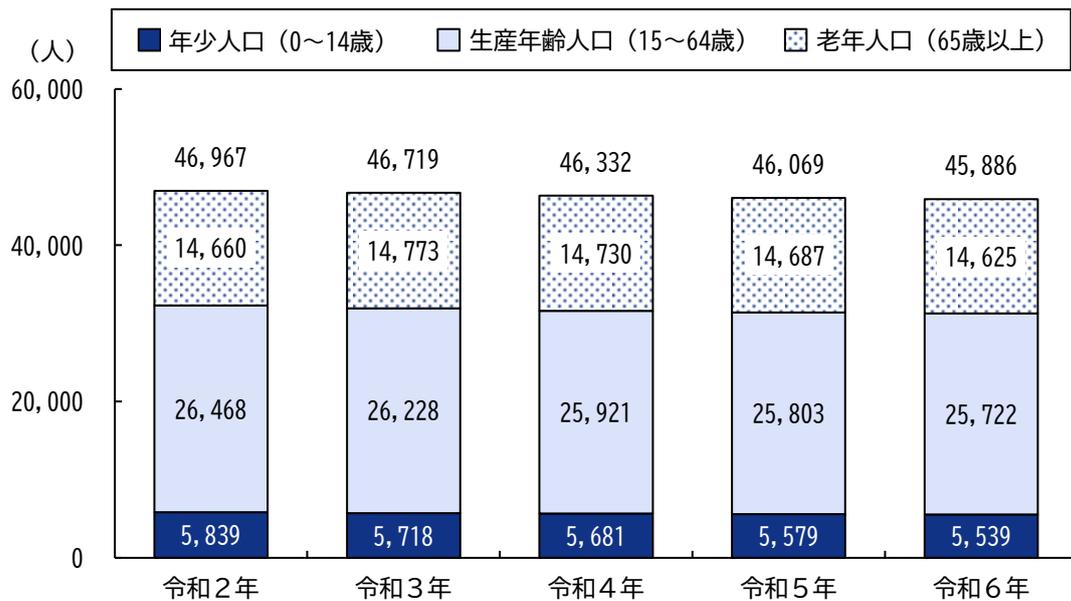


② 人口の推移

直近5か年の人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少、老年人口（65歳以上）も令和3年以降減少に転じており、総人口は減少を続けています。

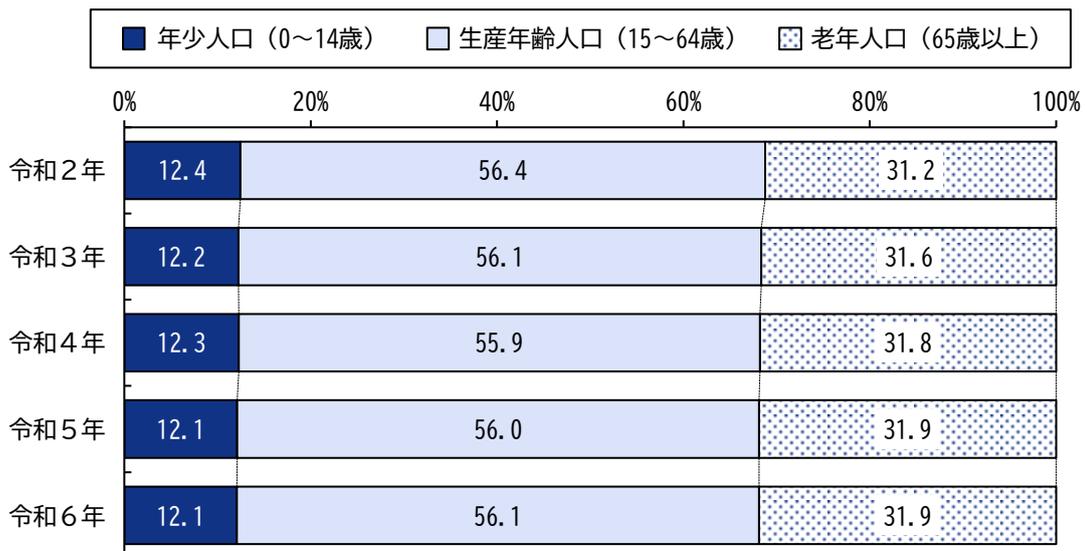
年齢3区分人口割合は、令和6年で年少人口 12.1%、生産年齢人口 56.1%、老年人口 31.9%となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

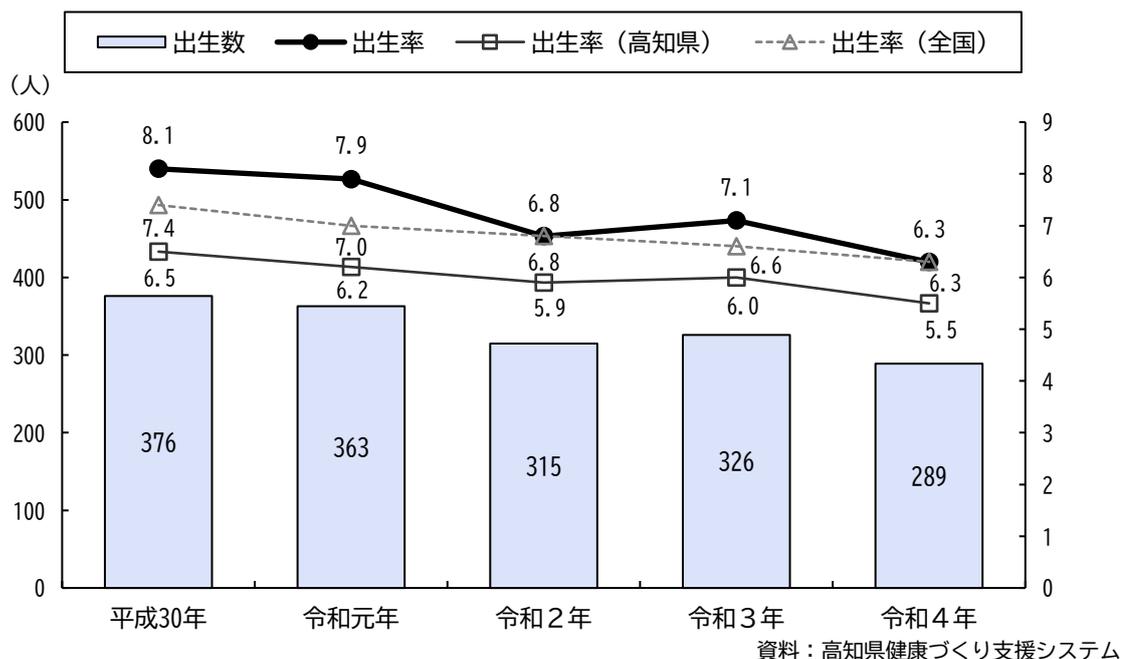
③ 出生の動向

本市の出生数は減少傾向にあり、令和4年には289人となっています。

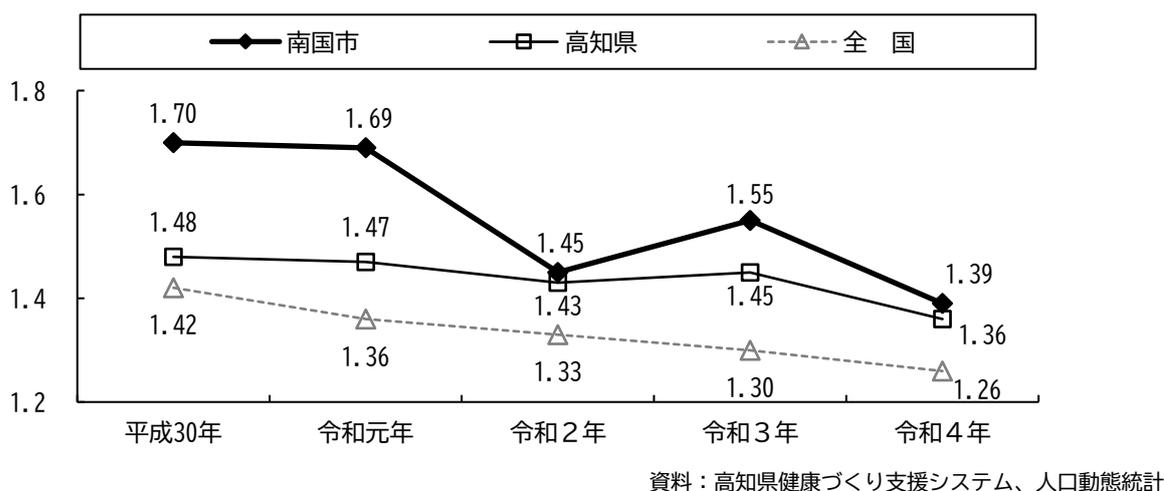
出生率をみると、全国、高知県を概ね上回る数値で推移していますが、令和4年には6.3と直近5年間で最も低くなっています。

合計特殊出生率は、全国、高知県を上回る数値で推移しており、令和4年には1.39となっています。

【出生数・出生率（人口千対）の推移】



【合計特殊出生率の推移】



④ 人口動態の推移

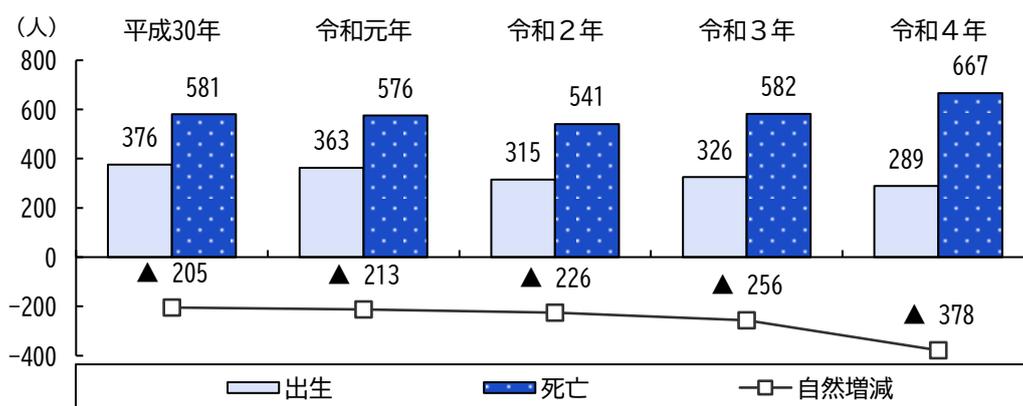
出生から死亡を差し引いた自然増減は、平成30年から令和4年にかけて、いずれもマイナスとなっています。一方、転入から転出を差し引いた社会増減は、令和3年までマイナスでしたが、令和4年にはプラスに転じています。

【人口動態の推移】

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成30年	▲ 350	376	581	▲ 205	1,911	2,056	▲ 145
令和元年	▲ 256	363	576	▲ 213	2,026	2,069	▲ 43
令和2年	▲ 297	315	541	▲ 226	1,930	2,001	▲ 71
令和3年	▲ 304	326	582	▲ 256	1,926	1,974	▲ 48
令和4年	▲ 304	289	667	▲ 378	1,994	1,920	74

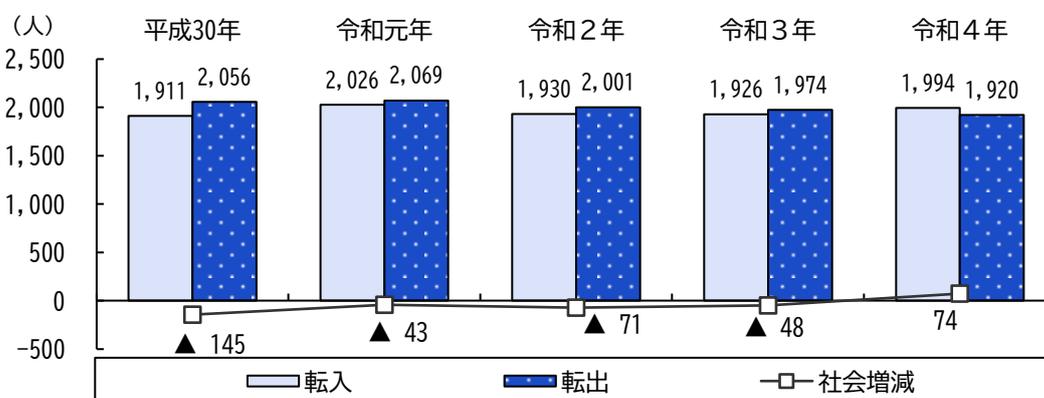
資料：高知県健康づくり支援システム、住民基本台帳関係年報

【自然動態の推移】



資料：高知県健康づくり支援システム、住民基本台帳関係年報

【社会動態の推移】



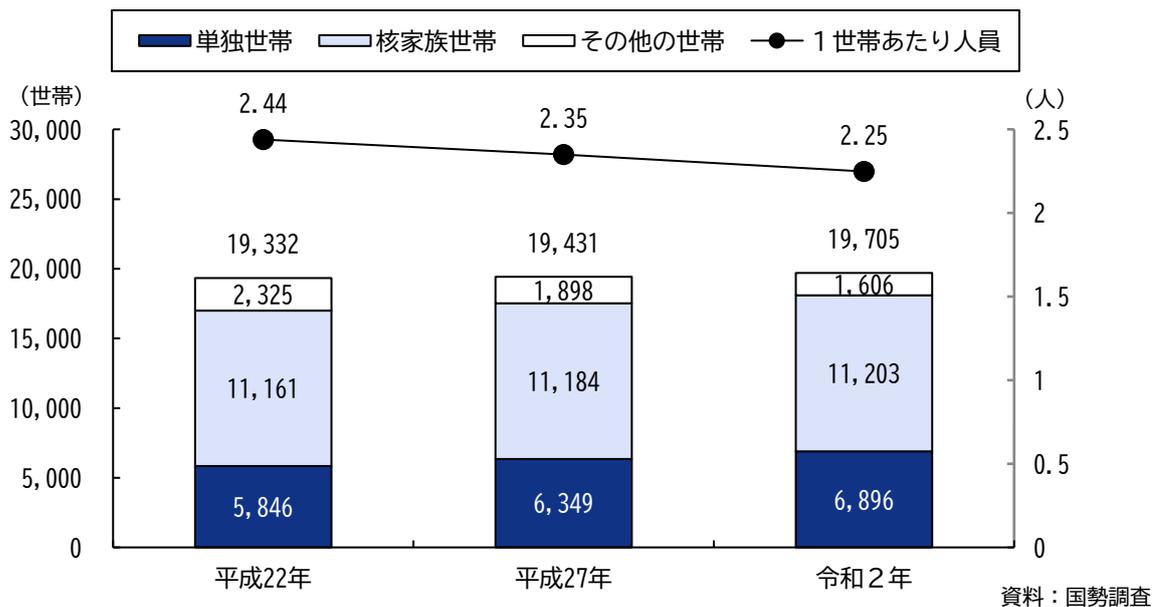
資料：高知県健康づくり支援システム、住民基本台帳関係年報

⑤ 世帯の状況

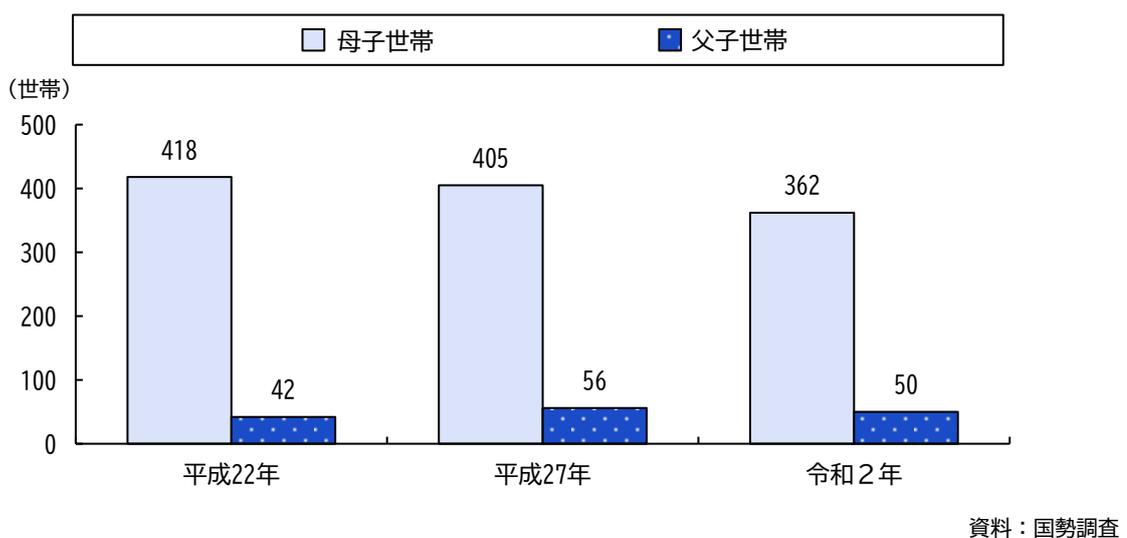
世帯類型ごとに推移をみると、単独世帯、核家族世帯はいずれも増加傾向にあります。一方、その他の世帯は減少しており、令和2年には1,606世帯となっています。また、1世帯あたり人員も減少しており、令和2年では2.25人となっています。

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は減少傾向で令和2年には362世帯となっています。一方、父子世帯も平成27年から令和2年にかけて減少しており、令和2年には50世帯となっています。

【世帯類型の推移】



【ひとり親世帯数の推移】



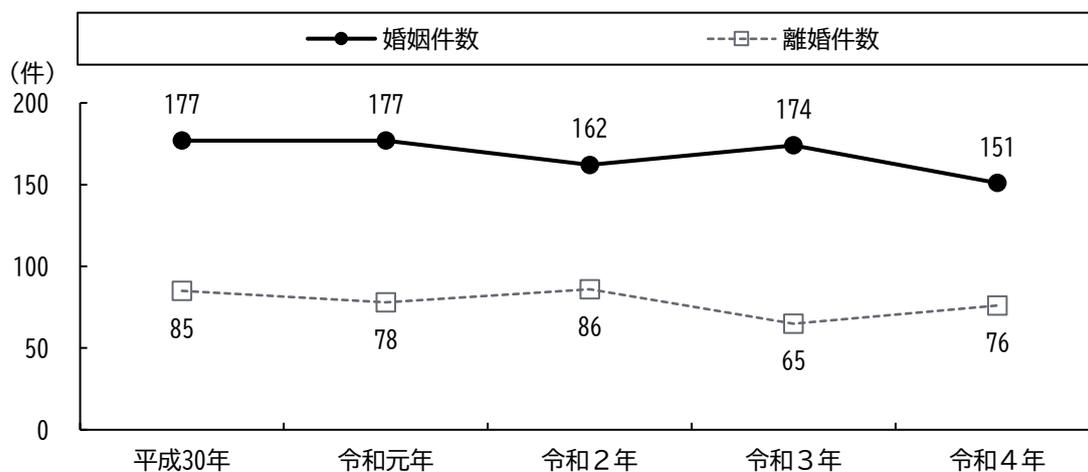
(2) 結婚・就業の動向

① 婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、増減を繰り返しながら推移していますが、令和4年では151件と直近5年間で最も低くなっています。離婚件数も同様に、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年では76件となっています。

15～49歳の未婚率は、男女ともに平成27年から令和2年にかけて減少しています。また、男性は高知県の数値を上回る数値で推移していますが、女性は令和2年に県の数値を下回っています。

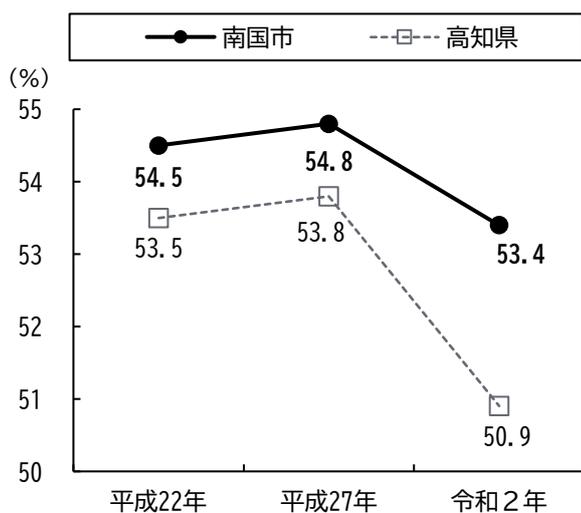
【婚姻件数と離婚件数の推移】



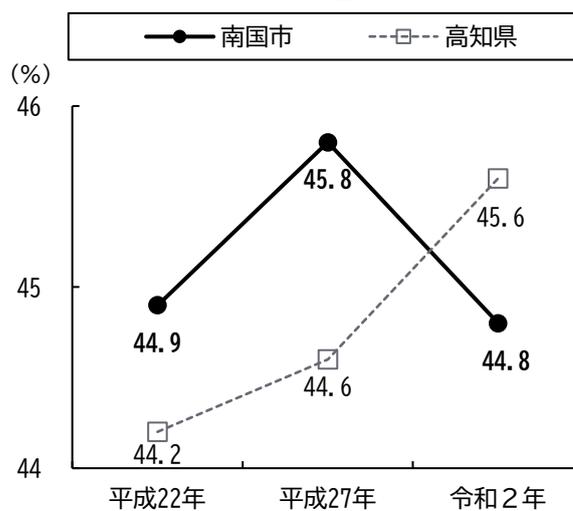
資料：高知県健康づくり支援システム

【未婚率（15～49歳）の推移】

(男性)



(女性)



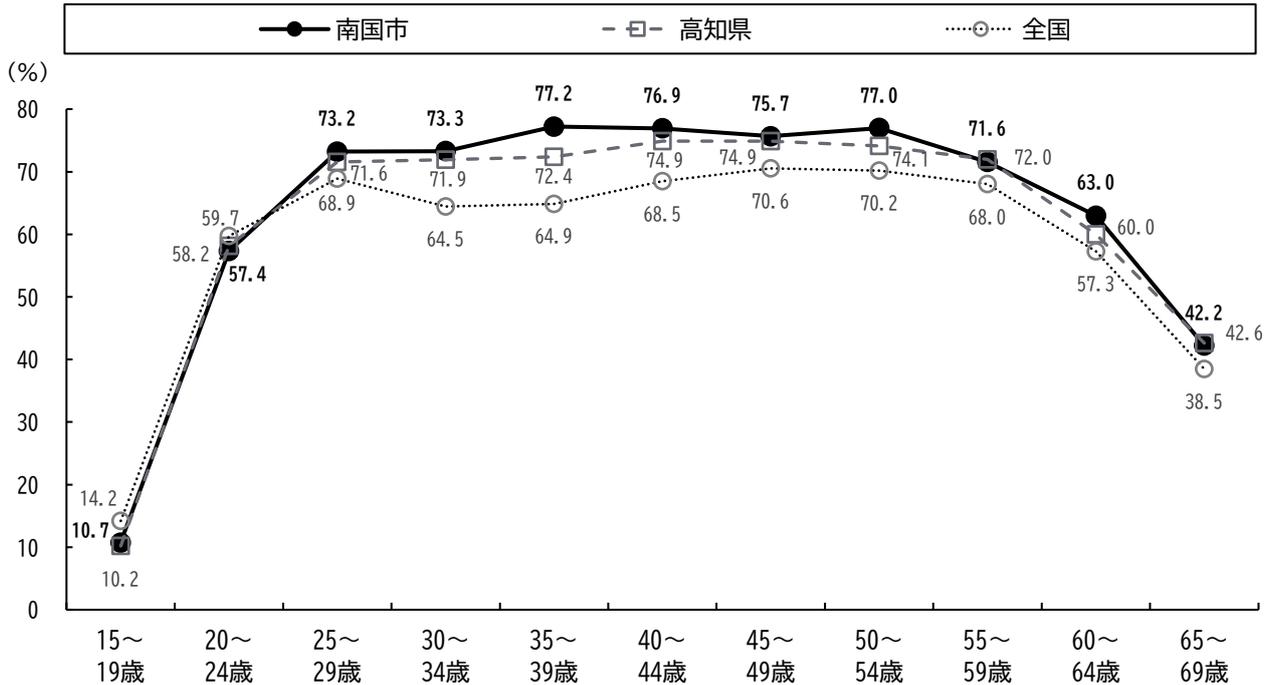
資料：国勢調査

② 女性の就業率の状況

女性就業率の状況を見ると、全国においては、以前は婚姻や出産を機に職を離れる人が多いことを示す『M字カーブ』が描かれていましたが、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。

本市では、25～54歳で、全国、高知県に比べて就業率が高く、婚姻後、出産後も変わらず就労する女性が多いことがうかがえます。

【女性の就業率（令和2年）】



資料：国勢調査

(3) 保育所（園）及び幼稚園・認定こども園の状況

① 認可保育所（園）の状況

本市の認可保育所（園）は14か所、定員数は令和6年度では1,328人となっています。

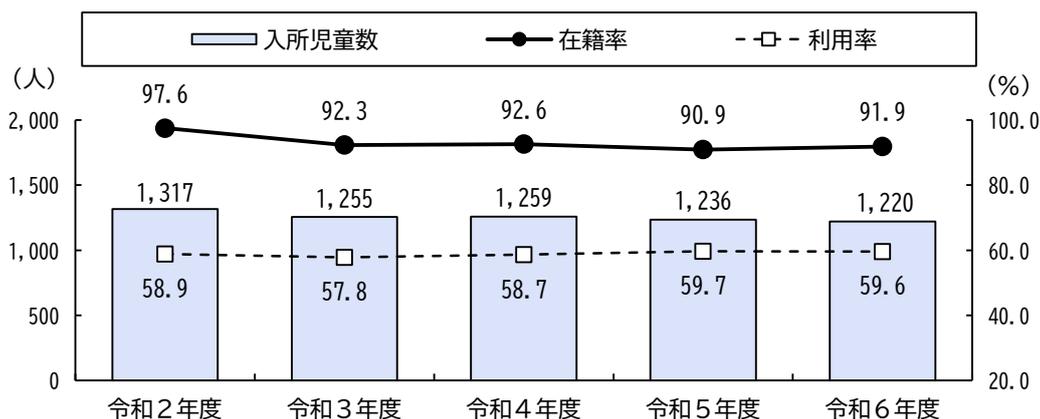
0～5歳の未就学児童数は、令和2年度から6年度にかけて減少しており、それに伴ってそれぞれの年齢での入所児童数も同様の傾向となっています。全体の在籍率は9割程度、利用率は6割程度で推移し、ほぼ横ばいとなっています。

【認可保育所（園）の定員数と入所児童数の推移】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育所（園）数（か所）		14	14	14	14	14
定員数（人）		1,350	1,359	1,359	1,359	1,328
入所児童数（人）	0～2歳	530	470	467	455	458
	3～5歳	787	785	792	781	762
	計	1,317	1,255	1,259	1,236	1,220
在籍率	0～2歳	39.3%	34.6%	34.4%	33.5%	34.5%
	3～5歳	58.3%	57.8%	58.3%	57.5%	57.4%
	計	97.6%	92.3%	92.6%	90.9%	91.9%
未就学児童総数（人）	0～2歳	1,101	1,030	1,009	951	965
	3～5歳	1,136	1,141	1,137	1,121	1,082
	計	2,237	2,171	2,146	2,072	2,047
利用率	0～2歳	48.1%	45.6%	46.3%	47.8%	47.5%
	3～5歳	69.3%	68.8%	69.7%	69.7%	70.4%
	計	58.9%	57.8%	58.7%	59.7%	59.6%

資料：令和6年度保育要覧

【認可保育所（園）の入所児童数の推移】



資料：令和6年度保育要覧

●小規模保育・事業所内保育入所児童数

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業	39	39	39	42	43
事業所内保育事業	7	9	9	18	7

資料：南国市子育て支援課

② 幼稚園・認定こども園の状況

認定こども園（2・3号認定）の入園児童数の推移をみると、増加傾向にあります。在籍率は0～2歳に比べて3～5歳の数値が伸びており、全体の在籍率も増減を繰り返しながら7割程度で推移しています。

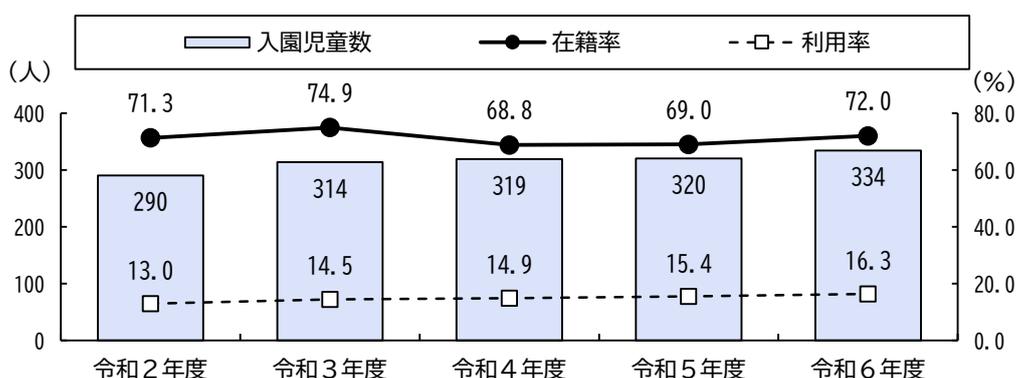
これに対し、幼稚園、認定こども園（1号認定）の入園児童数は減少傾向にあり、それに伴って、令和6年度には利用率も1割未満となっています。

【認定こども園（2・3号認定）の定員数と入園児童数の推移】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園数（か所）		3	3	3	3	3
定員数（人）		407	419	464	464	464
入園児童数（人）	0～2歳	109	109	113	103	112
	3～5歳	181	205	206	217	222
	計	290	314	319	320	334
在籍率	0～2歳	26.8%	26.0%	24.4%	22.2%	24.1%
	3～5歳	44.5%	48.9%	44.4%	46.8%	47.8%
	計	71.3%	74.9%	68.8%	69.0%	72.0%
未就学児童総数（人）	0～2歳	1,101	1,030	1,009	951	965
	3～5歳	1,136	1,141	1,137	1,121	1,082
	計	2,237	2,171	2,146	2,072	2,047
利用率	0～2歳	9.9%	10.6%	11.2%	10.8%	11.6%
	3～5歳	15.9%	18.0%	18.1%	19.4%	20.5%
	計	13.0%	14.5%	14.9%	15.4%	16.3%

資料：令和6年度保育要覧

【認定こども園（2・3号認定）の入園児童数の推移】



資料：南国市子育て支援課

【幼稚園・認定こども園（1号認定）の入園児童数の推移】

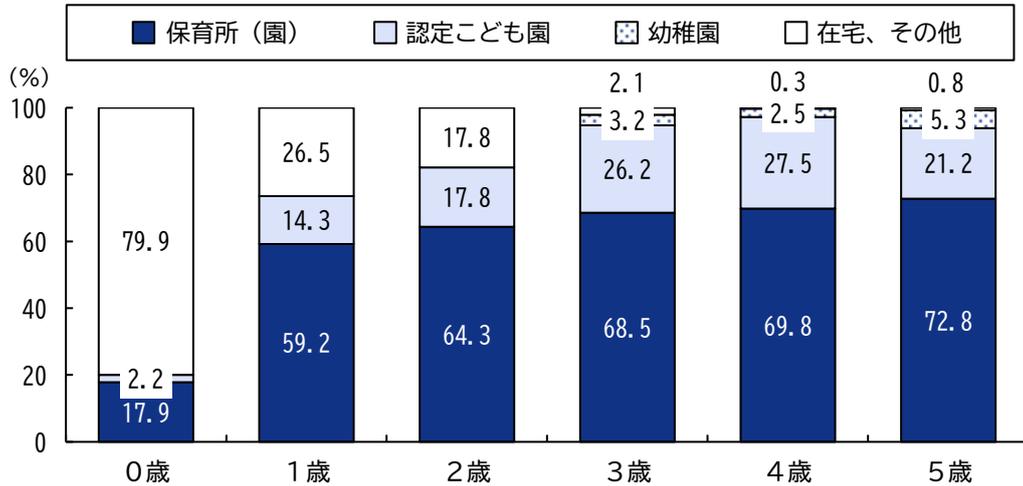
単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	87	70	54	53	40
認定こども園（1号認定）	64	62	70	52	47
計	151	132	124	105	87
未就学児童（3～5歳）総数	1,136	1,141	1,137	1,121	1,082
利用率	13.3%	11.6%	10.9%	9.4%	8.0%

資料：南国市子育て支援課

未就学児童の年齢別の居場所（令和6年度）については、0歳児では17.9%が保育所（園）に入所しており、1歳児では6割程度、2歳以上の児童では約6～7割が保育所（園）に入所しています。3歳児以上になると、認定こども園に通う児童が2～3割を占めています。

【未就学児童の年齢別の居場所（令和6年度）】



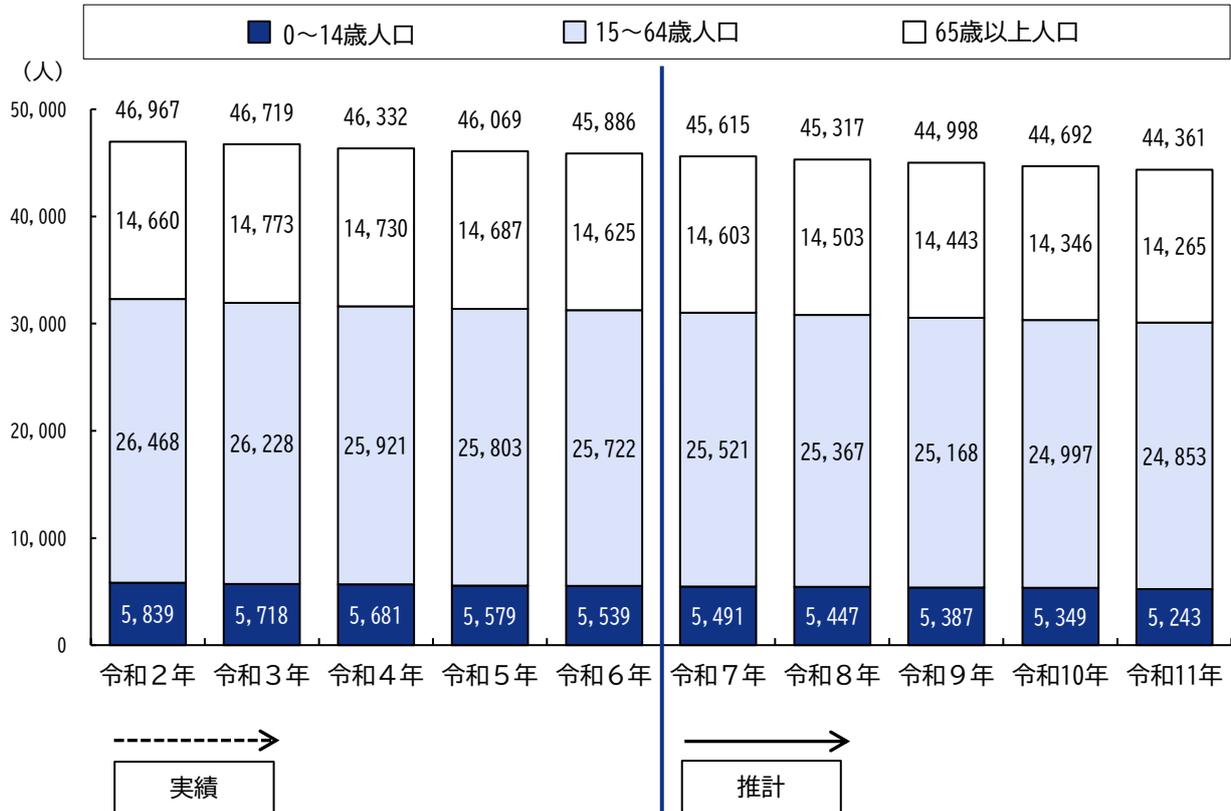
※「その他」⇒市内小規模保育施設や市外認定こども園等

資料：南国市子育て支援課

2 将来推計人口の状況

将来推計人口の総人口は年々減少し、令和11年には44,361人と推計しています。0～14歳人口は令和6年の5,539人から令和11年には5,243人に減少すると推計しています。

【年齢3区分別人口推計】



資料：「実績」住民基本台帳（各年度4月1日）
 「推計」令和2～6年度実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

【こどもの人口推計】

単位：人

年齢	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	355	308	328	270	319	299	295	290	286	282
1歳	358	363	326	348	287	335	314	310	305	300
2歳	388	359	355	333	359	290	338	317	313	307
3歳	360	386	376	360	340	366	296	344	323	319
4歳	385	368	389	374	364	343	370	298	347	326
5歳	391	387	372	387	378	366	345	372	300	350
計	2,237	2,171	2,146	2,072	2,047	1,999	1,958	1,931	1,874	1,884
6歳	413	398	394	372	398	384	371	351	378	305
7歳	368	409	398	394	375	398	384	371	351	377
8歳	376	368	412	393	400	376	399	385	373	351
9歳	372	379	363	415	393	400	376	399	385	373
10歳	397	367	379	358	417	391	398	374	396	382
11歳	422	393	364	382	357	415	389	396	373	396
計	2,348	2,314	2,310	2,314	2,340	2,364	2,317	2,276	2,256	2,184
12歳	403	427	391	373	388	361	421	395	402	377
13歳	402	404	435	388	378	391	363	424	396	404
14歳	449	402	399	432	386	376	388	361	421	394
15歳	419	441	393	387	425	377	368	380	353	411
16歳	520	504	509	472	458	508	449	436	450	419
17歳	507	507	489	491	463	445	493	437	423	438
計	2,700	2,685	2,616	2,543	2,498	2,458	2,482	2,433	2,445	2,443
総数	7,285	7,170	7,072	6,929	6,885	6,821	6,757	6,640	6,575	6,511

※推計は令和2～6年度実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

3 アンケート調査結果の概要

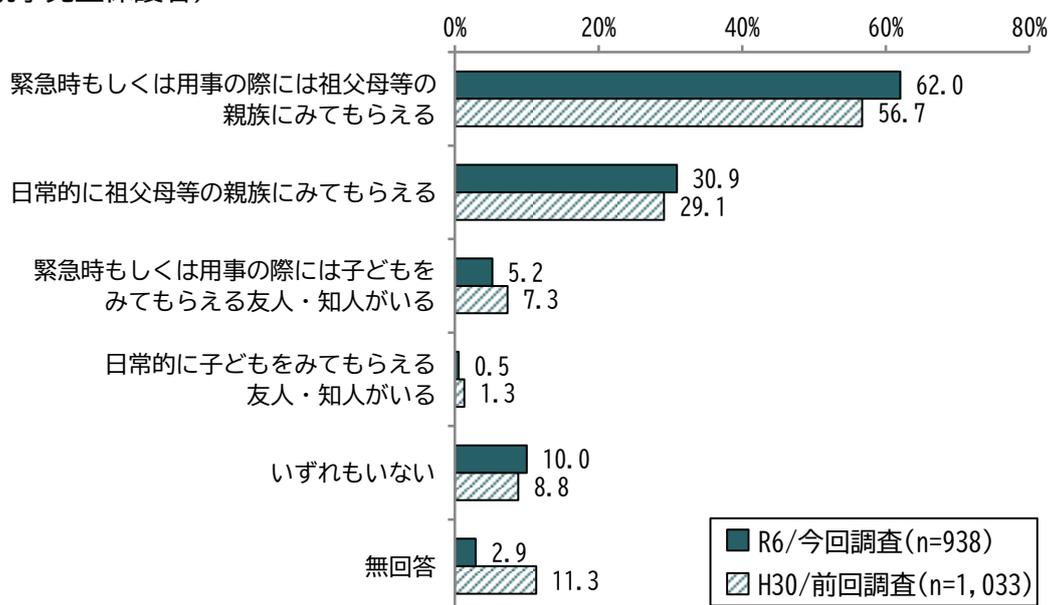
(1) 子どもをみてもらえる状況

日頃、子どもを預けられる人の有無についてみると、未就学児童保護者では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.0%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(30.9%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(5.2%)となっています。

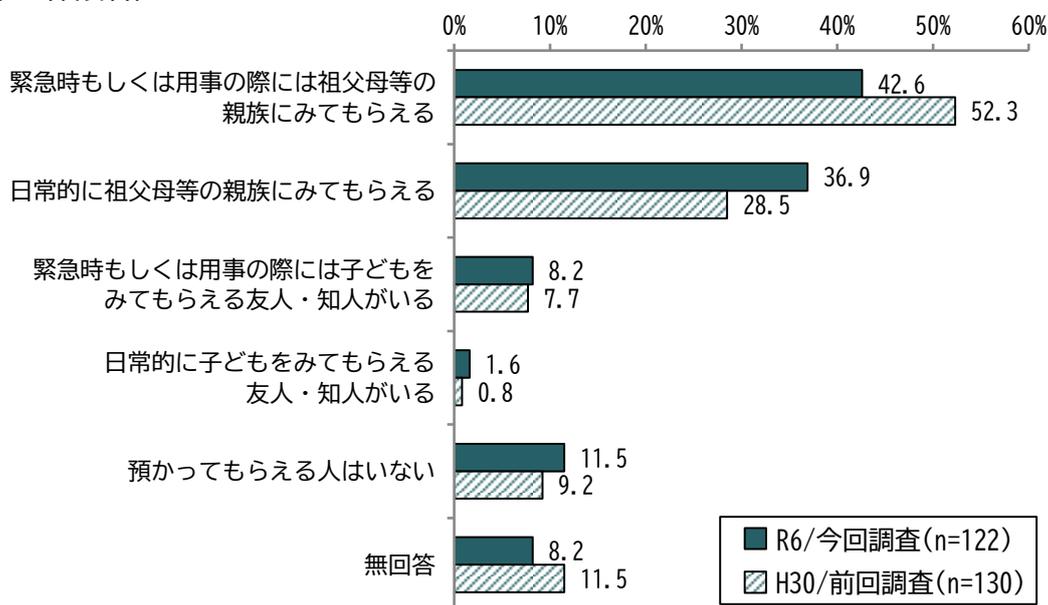
小学生保護者では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が42.6%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(36.9%)、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(8.2%)となっています。

【子どもを預けられる親族・知人の有無（全体、前回比較／複数回答）】

(未就学児童保護者)



(小学生保護者)



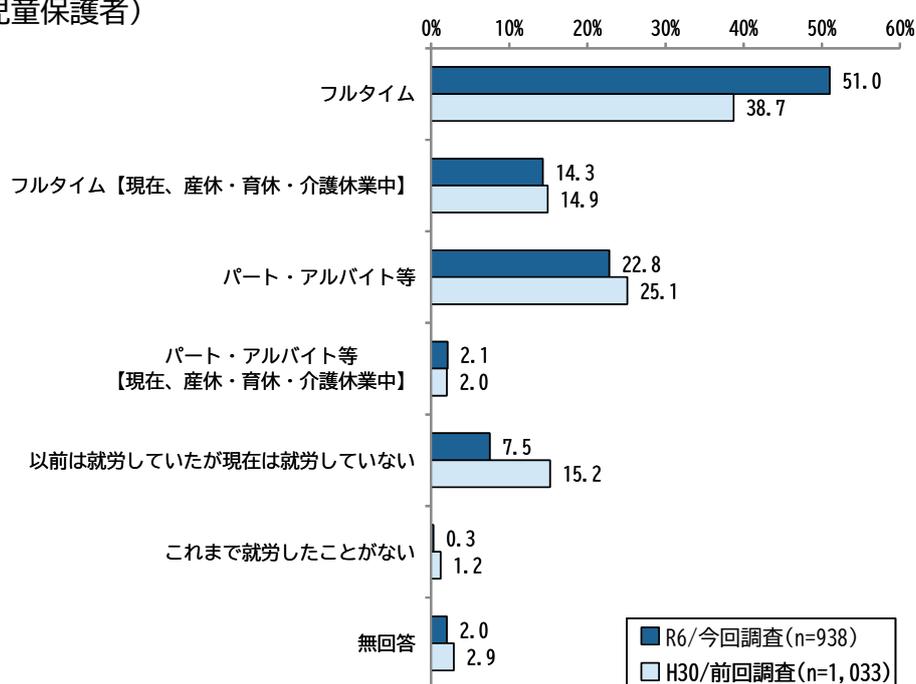
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、未就学児童保護者では「フルタイム」が51.0%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(22.8%)、「フルタイム【現在、産休・育休・介護休業中】」(14.3%)となっており、前回調査より「フルタイム」が12.3ポイント増加しています。

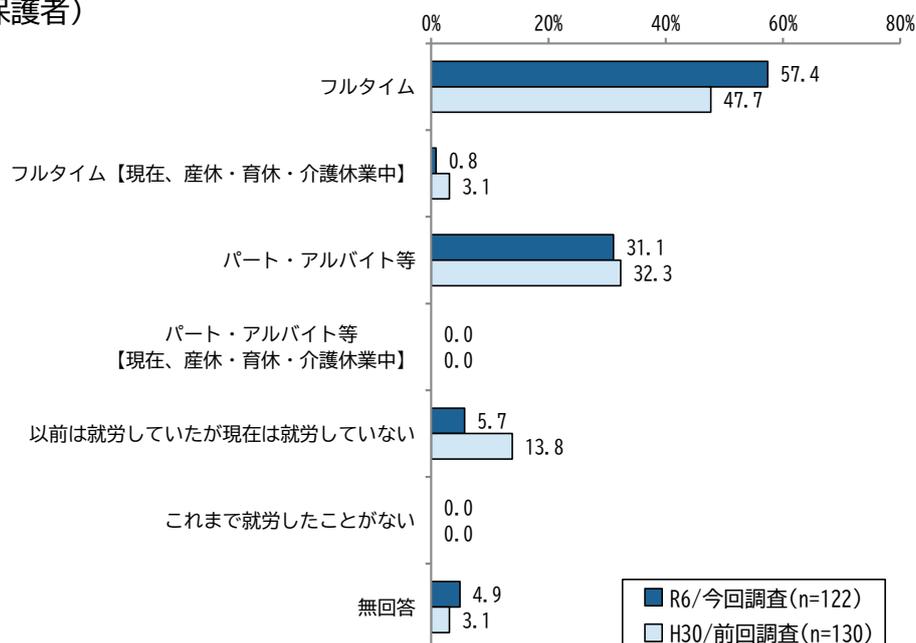
小学生保護者では「フルタイム」が57.4%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(31.1%)、「以前は就労していたが現在は就労していない」(5.7%)となっており、前回調査より「フルタイム」が9.7ポイント増加しています。

【母親の就労状況（全体、前回比較）】

(未就学児童保護者)



(小学生保護者)



(3) 平日の定期的な教育・保育事業

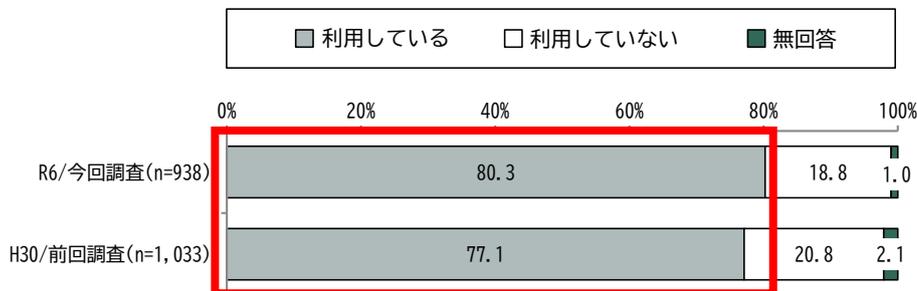
平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況についてみると、「利用している」が80.3%、「利用していない」は18.8%となっています。

平日に利用している事業についてみると、「保育所（園）」が69.6%で最も高く、その割合は突出しています。次いで「認定こども園」（20.2%）、「幼稚園」（5.6%）、となっており、前回調査より「幼稚園」が9.0ポイント減少しています。

今後、平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業についてみると、「保育所（園）」が74.8%で最も高く、次いで「認定こども園」（30.2%）、「幼稚園」（26.8%）となっており、前回調査より「幼稚園」が7.0ポイント減少しています。

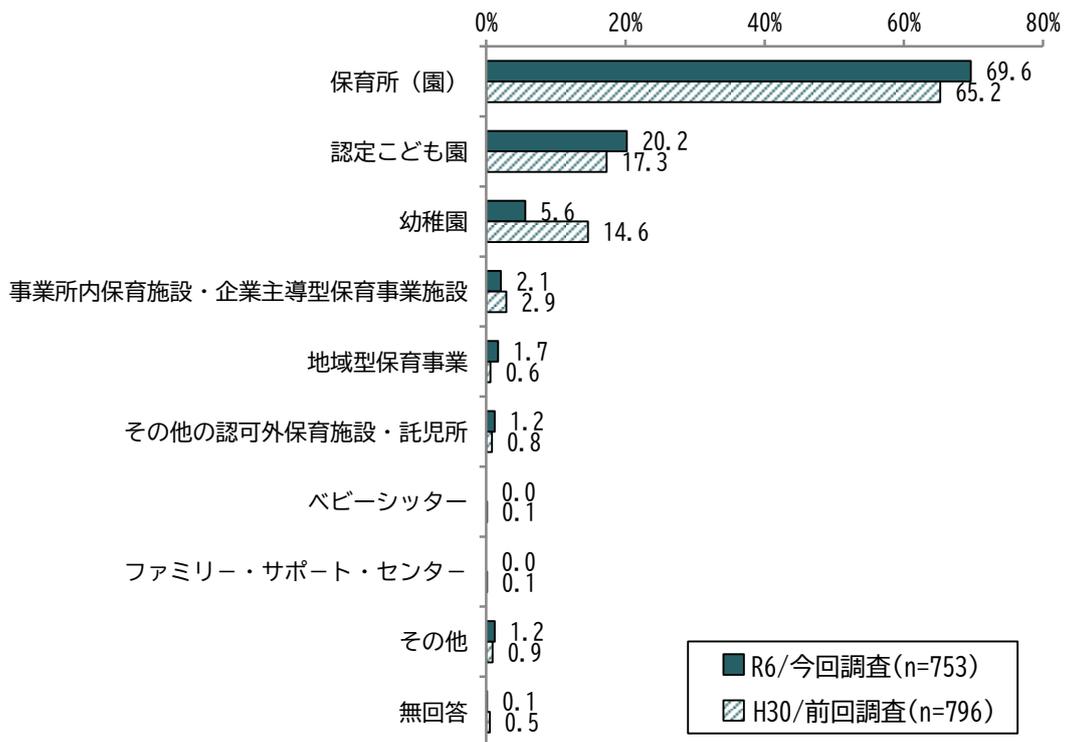
【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】

(未就学児童保護者)

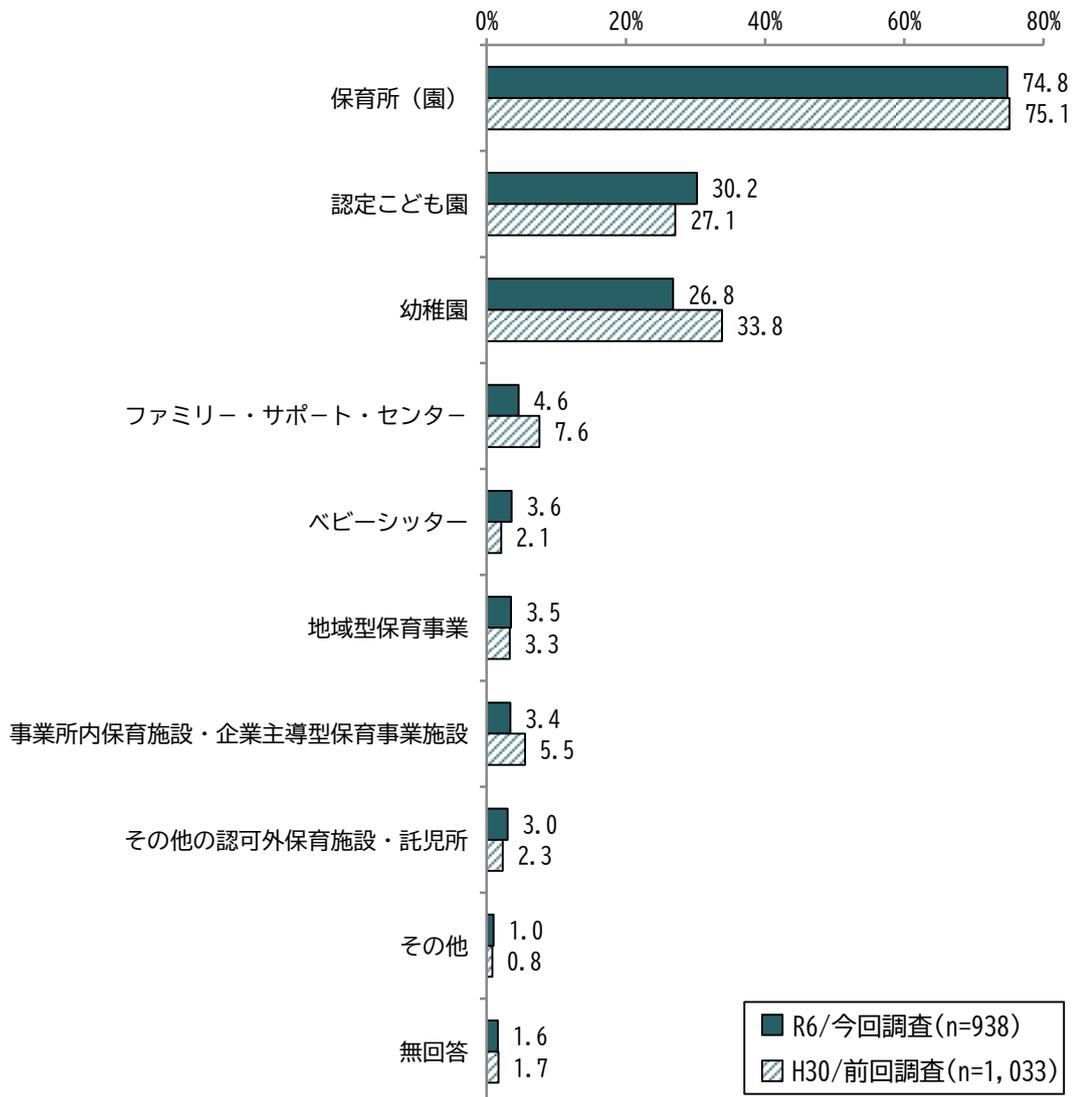


【平日に定期的に利用している教育・保育事業（全体、前回比較／複数回答）】

(未就学児童保護者)



【定期的な教育・保育事業の利用希望（全体、前回比較／複数回答）】
（未就学児童保護者）

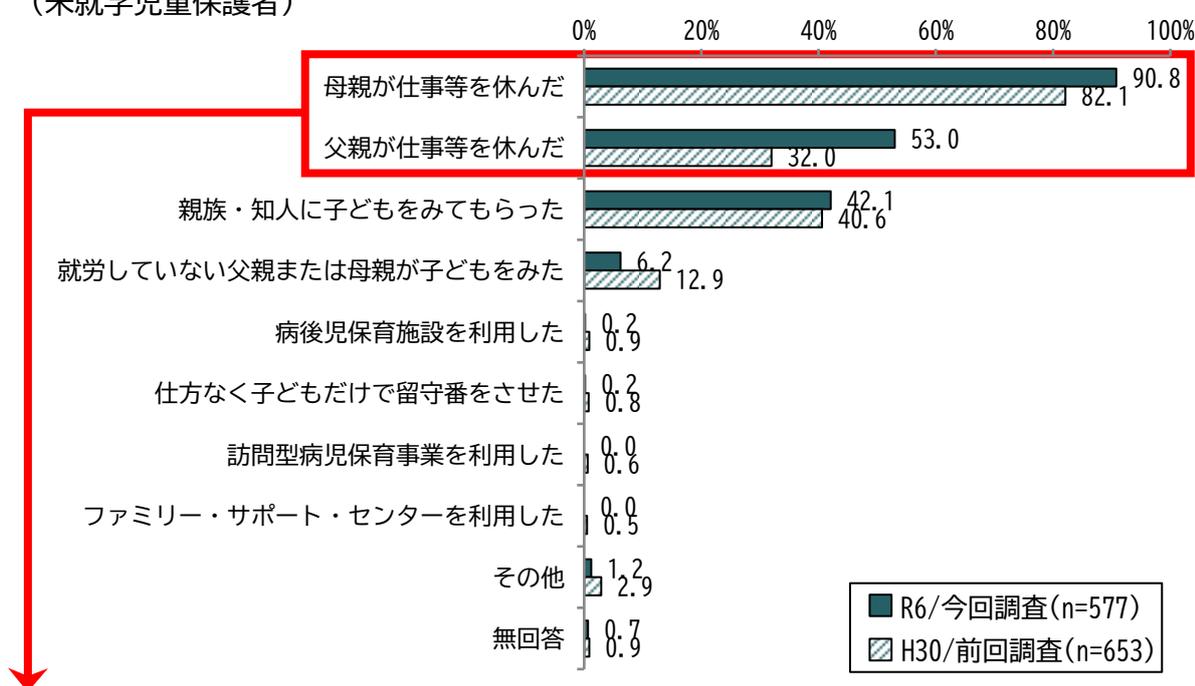


(4) 子どもが病気の時の対応

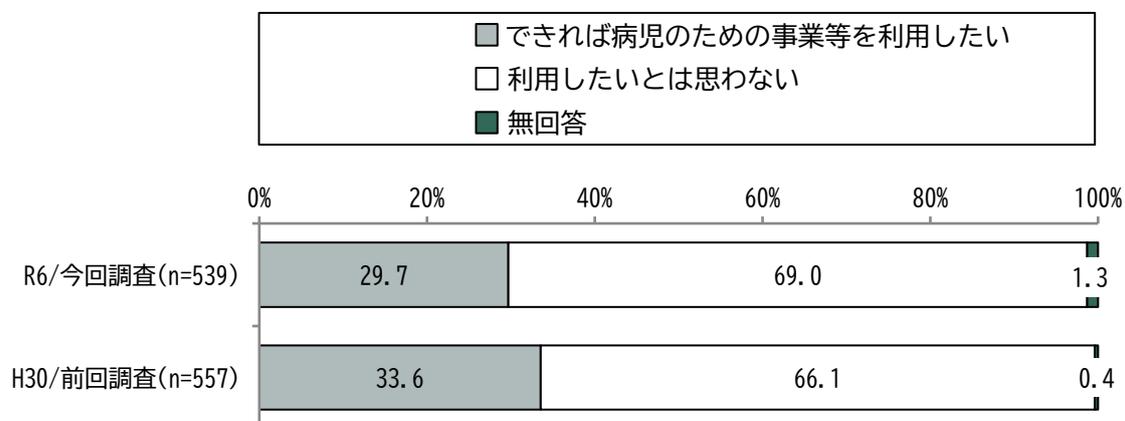
子どもの病気等で教育・保育の事業が利用できなかった際の対処方法についてみると、「母親が仕事等を休んだ」(90.8%)が最も高く、次いで「父親が仕事等を休んだ」(53.0%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(42.1%)となっており、前回調査より「父親が仕事等を休んだ」が21.0ポイント増加しています。

保護者が仕事等を休んだ場合に、病児・病後児のための保育施設等を利用したいかについてみると、「できれば病児のための事業等を利用したい」が29.7%、「利用したいとは思わない」が69.0%となっています。

【子どもの病気等で、教育・保育の事業が利用できなかった際の対処方法】
(未就学児童保護者)



【病児・病後児保育施設等の利用希望（全体、前回比較）】
(未就学児童保護者)

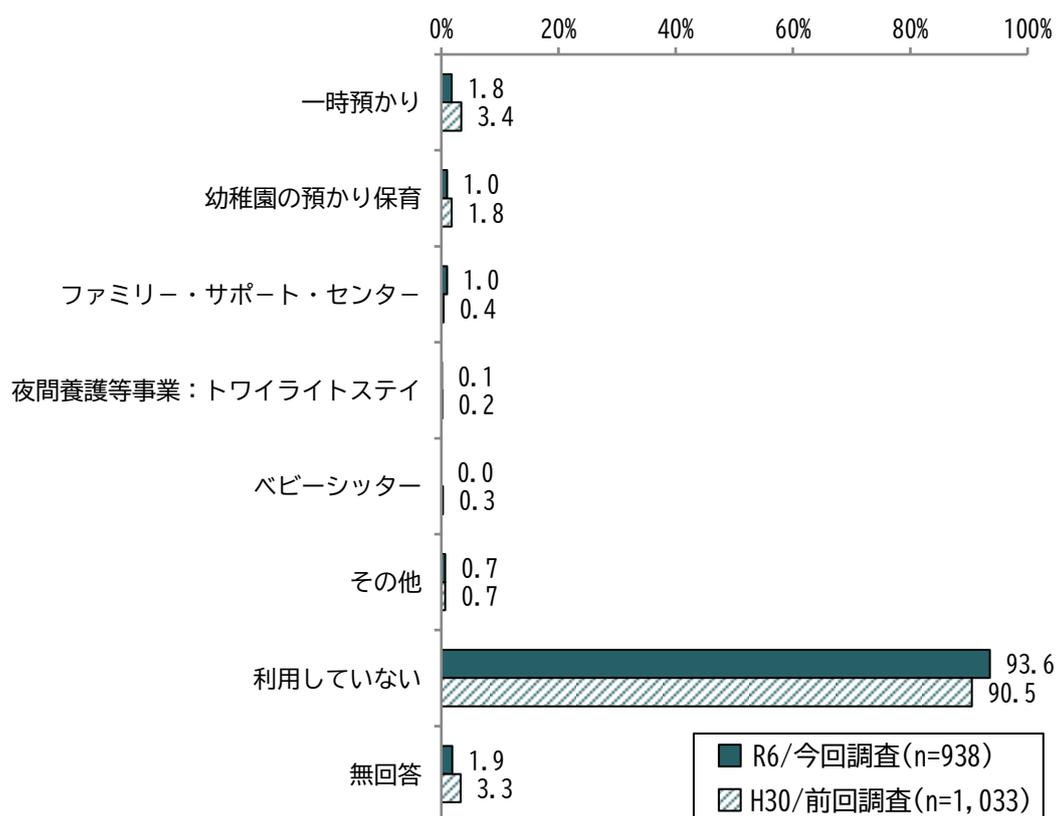


(5) 不定期に利用している事業

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用されている事業についてみると、「利用していない」が93.6%となっています。一方、利用している事業としては、「一時預かり」が1.8%などとなっています。

【不定期に利用している事業（全体、前回比較／複数回答）】

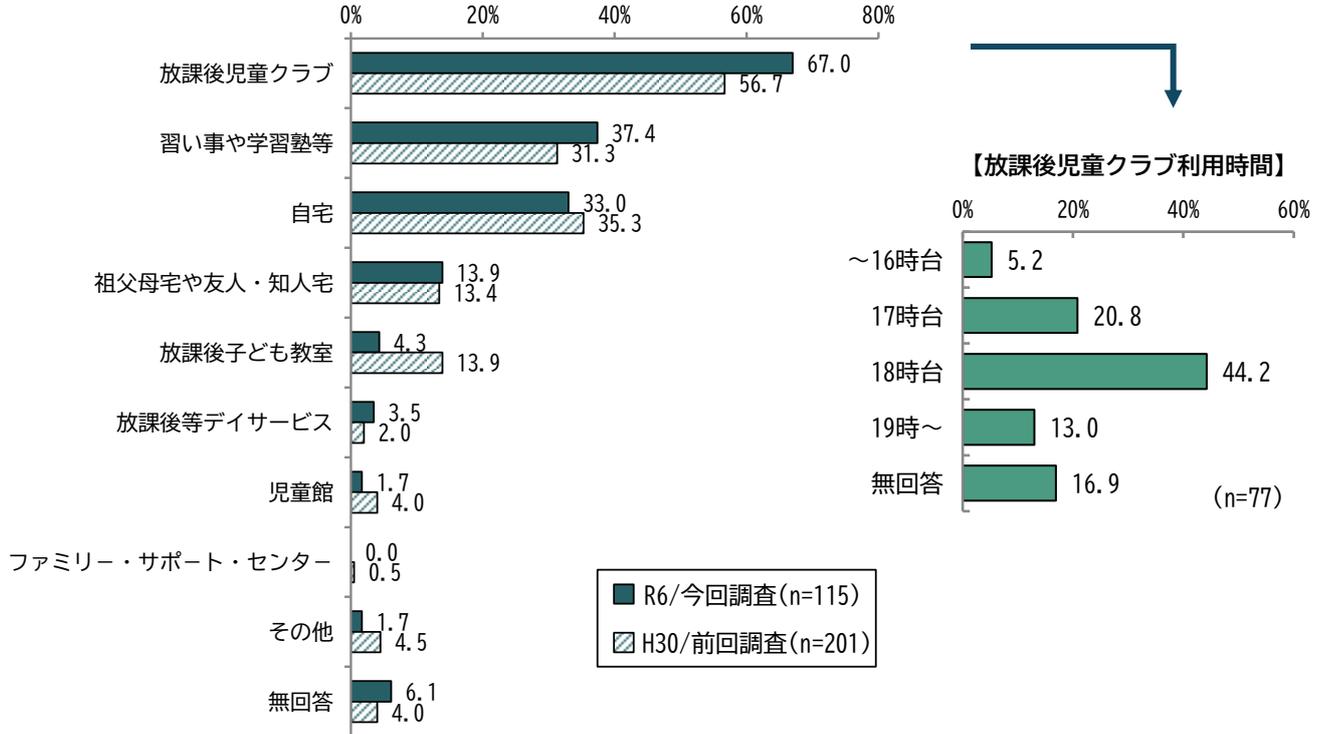
(未就学児童保護者)



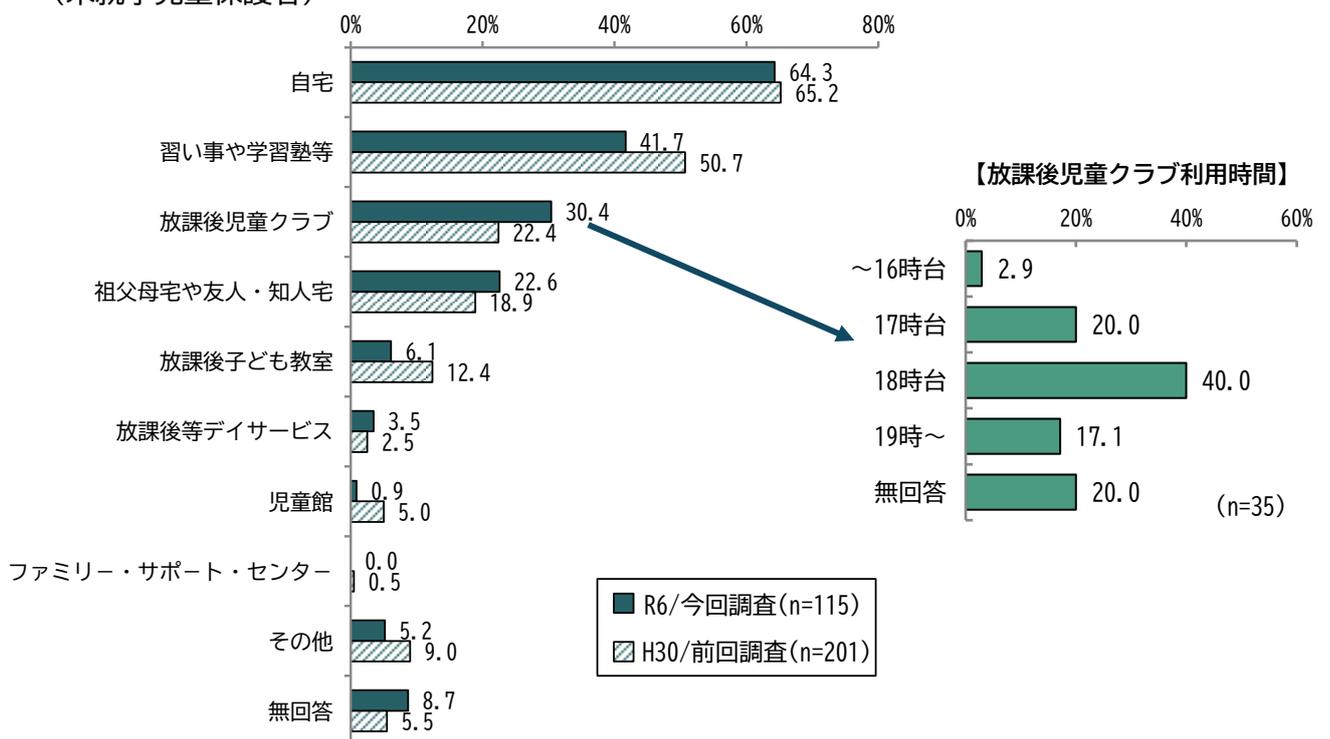
(6) 小学校入学後の放課後の過ごし方

小学校低学年の放課後の過ごし方の希望についてみると、「放課後児童クラブ」が67.0%で最も高くなっており、高学年については、「自宅」(64.3%)が最も高くなっています。

【放課後過ごさせたい場所：低学年（全体、前回比較／複数回答）】
（未就学児童保護者）



【放課後過ごさせたい場所：高学年（全体、前回比較／複数回答）】
（未就学児童保護者）



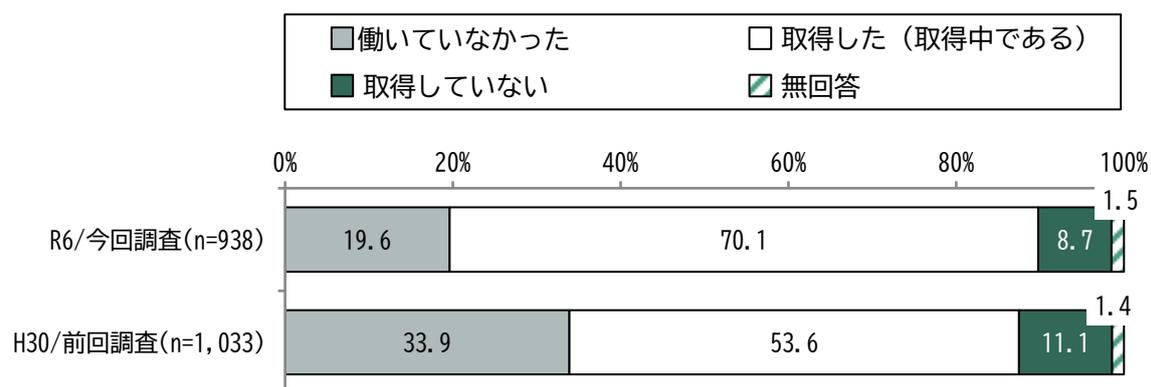
(7) 育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況についてみると、「取得した（取得中である）」が70.1%で最も高く、前回調査より「取得した（取得中である）」が16.5ポイント増加しています。

父親の育児休業の取得状況についてみると、「取得した（取得中である）」は21.5%で、前回調査より19.7ポイント増加しています。

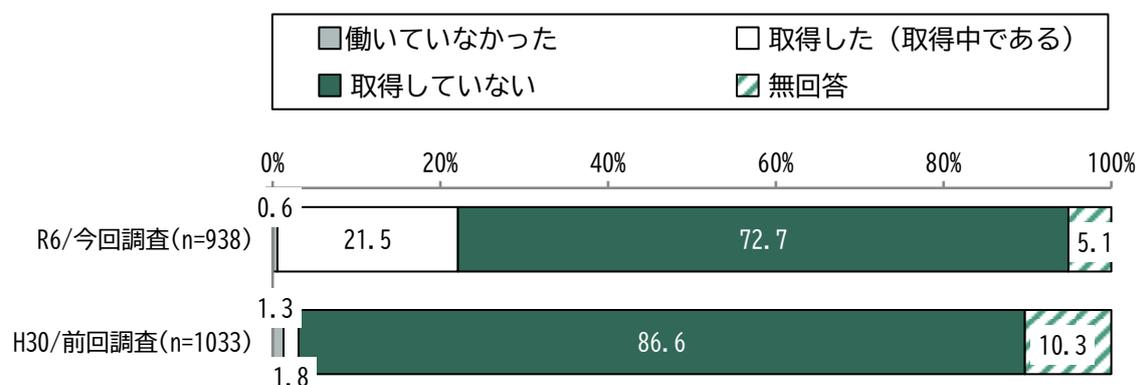
【母親の育児休業の取得状況（全体、前回比較）】

（未就学児童保護者）



【父親の育児休業の取得状況（全体、前回比較）】

（未就学児童保護者）



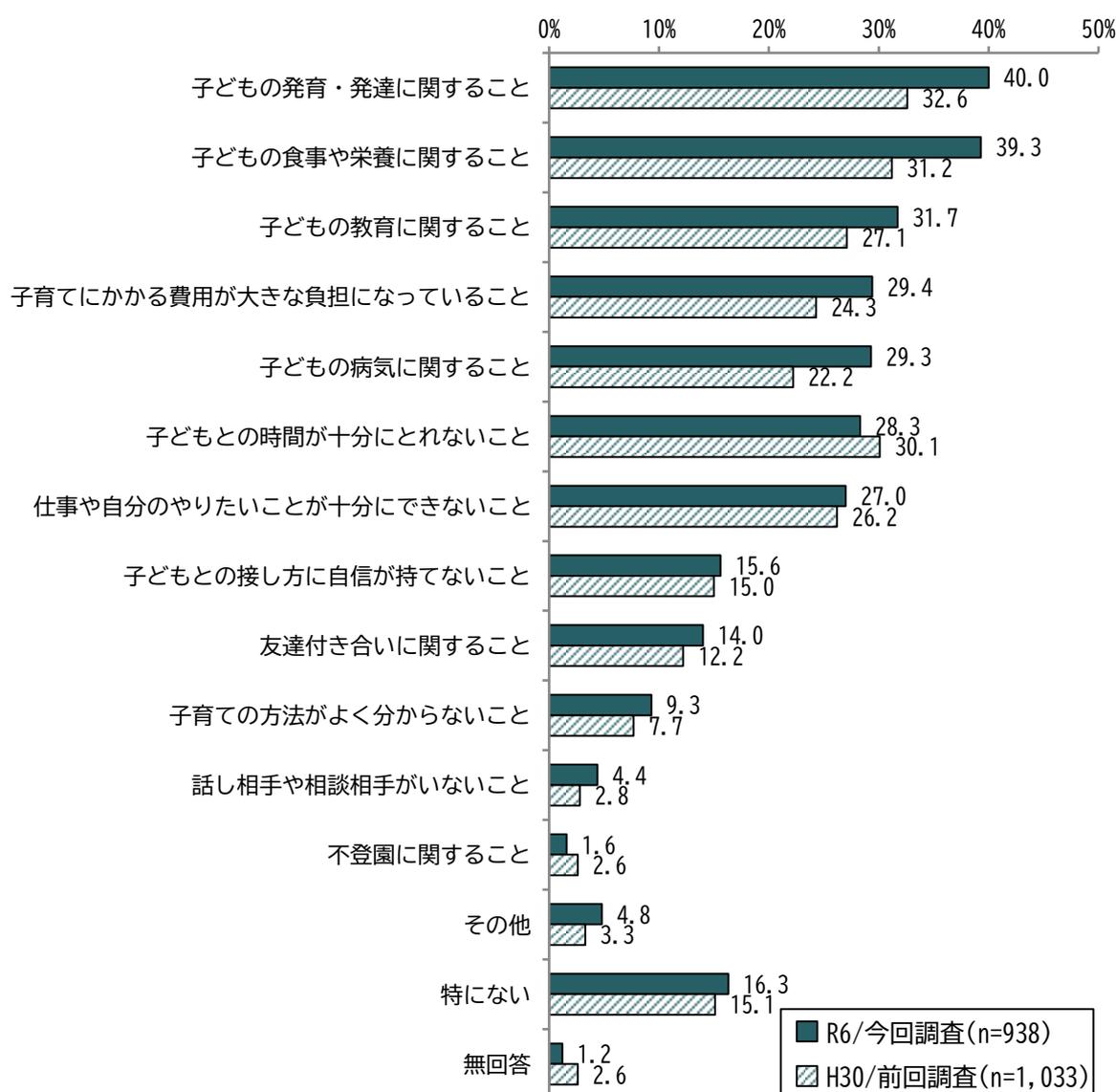
(8) 子育てに関する悩み

未就学児童保護者の子育てに関する悩みや不安に思うことについてみると、「子どもの発育・発達に関すること」が40.0%で最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」(39.3%)、「子どもの教育に関すること」(31.7%)となっています。前回調査と比較すると、「子どもの食事や栄養に関すること」が8.1ポイント増加しています。

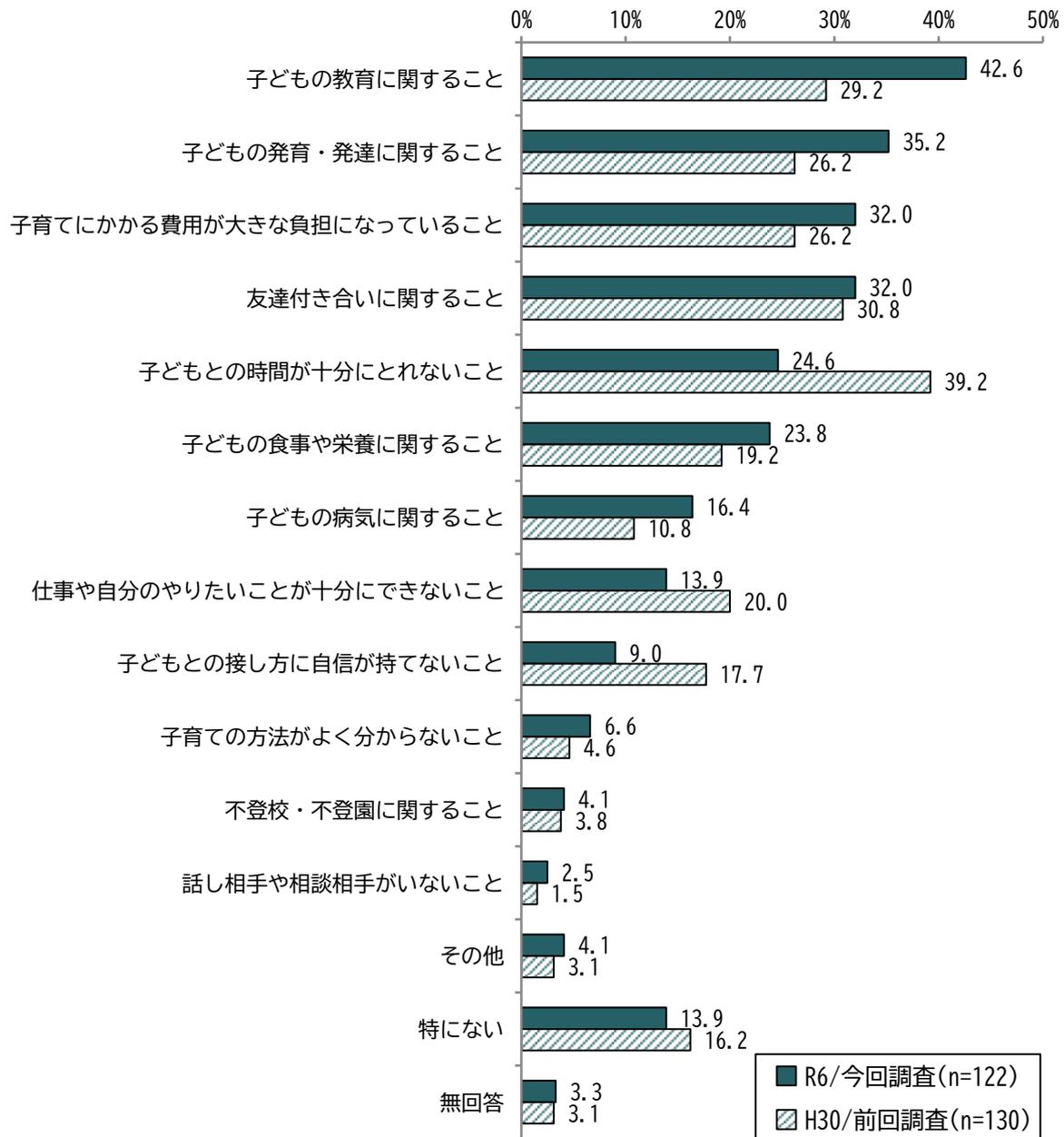
小学生保護者については、「子どもの教育に関すること」が42.6%で最も高く、次いで「子どもの発育・発達に関すること」(35.2%)、「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」(32.0%)となっています。前回調査と比較すると、「子どもとの時間が十分にとれないこと」が14.6ポイント減少しています。

【子育てに関する悩み（全体、前回比較／複数回答）】

(未就学児童保護者)



【子育てに関する悩み（全体、前回比較／複数回答）】
（小学生保護者）



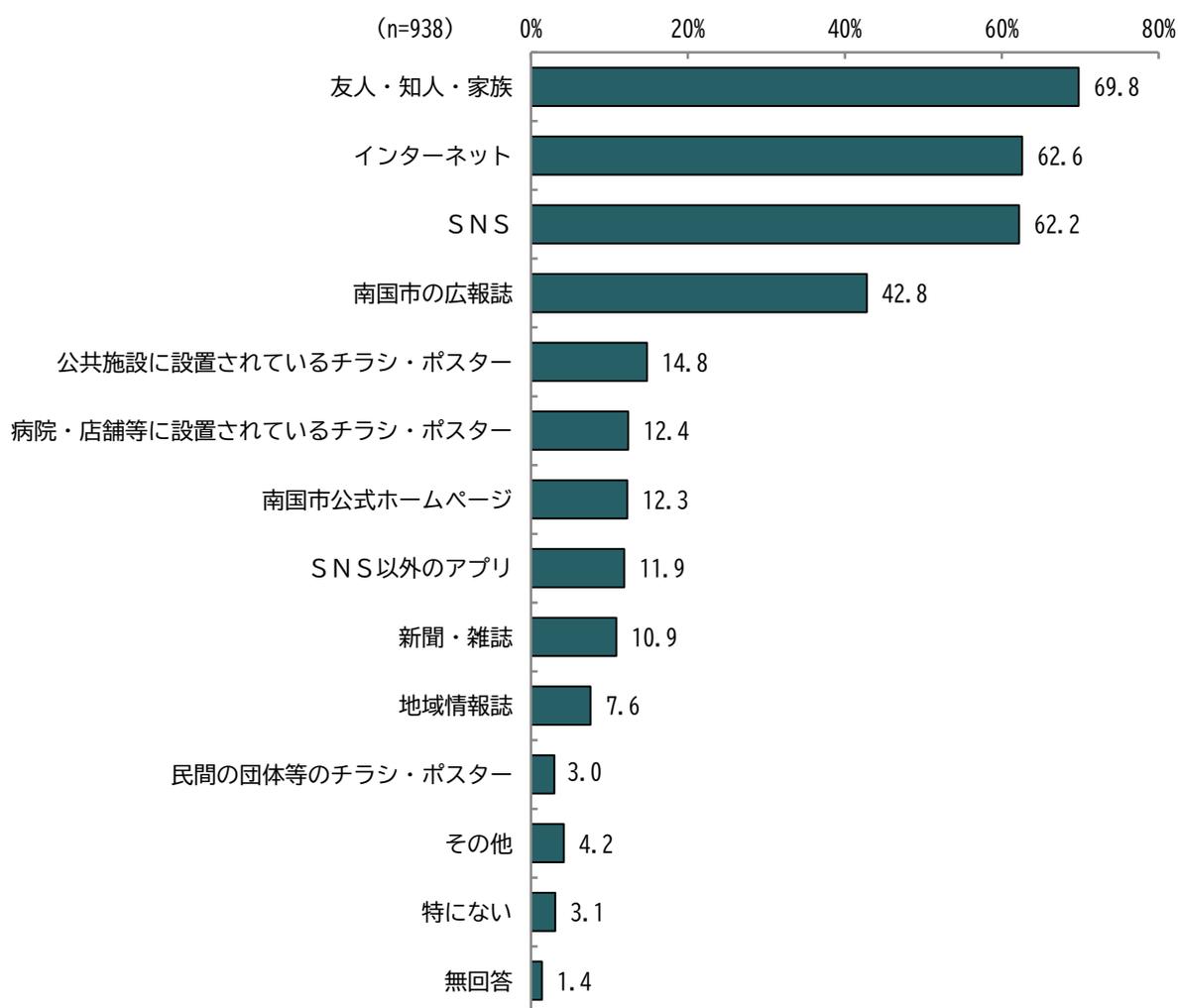
(9) 子育て支援情報の取得先

現在の子育て支援情報の取得先についてみると、未就学児童保護者では「友人・知人・家族」が69.8%で最も高く、次いで「インターネット」(62.6%)、「SNS」(62.2%)となっています。

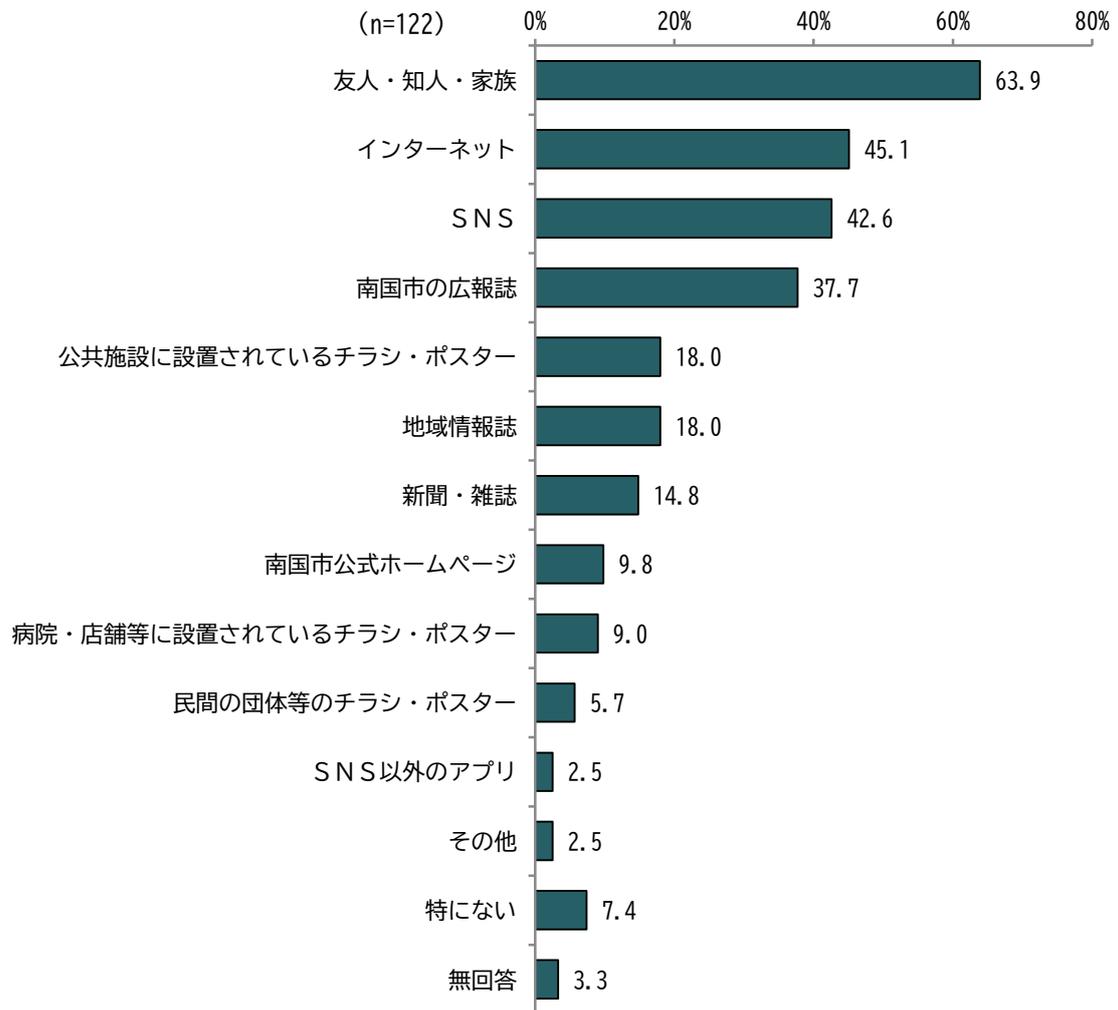
小学生保護者でも同様の傾向ですが、未就学児童保護者の方が「インターネット」や「SNS」を活用することが多くなっています。

【子育て支援情報の現在の取得先（全体／複数回答）】

(未就学児童保護者)



【子育て支援情報の現在の取得先（全体／複数回答）】
（小学生保護者）



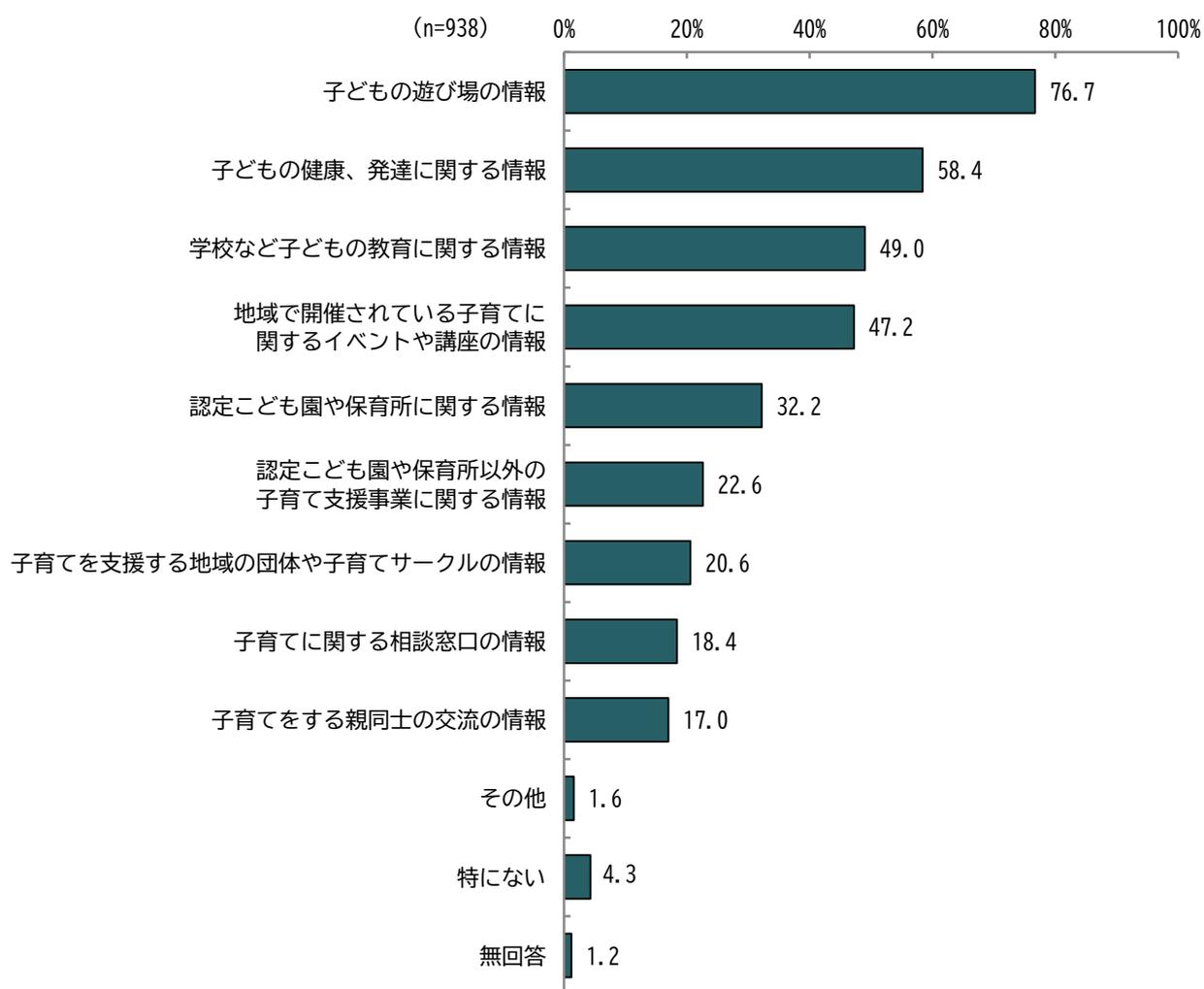
(10) 子育て支援に関して必要な情報

子育て支援に関して必要な情報についてみると、未就学児童保護者では「子どもの遊び場の情報」が76.7%で最も高く、次いで「子どもの健康、発達に関する情報」(58.4%)、「学校など子どもの教育に関する情報」(49.0%)となっています。

小学生保護者では「子どもの遊び場の情報」が59.0%で最も高く、次いで「子どもに関する各種手当に関する情報」(56.6%)、「親子で参加できるイベントや子どもの体験教室などに関する情報」(54.1%)となっています。

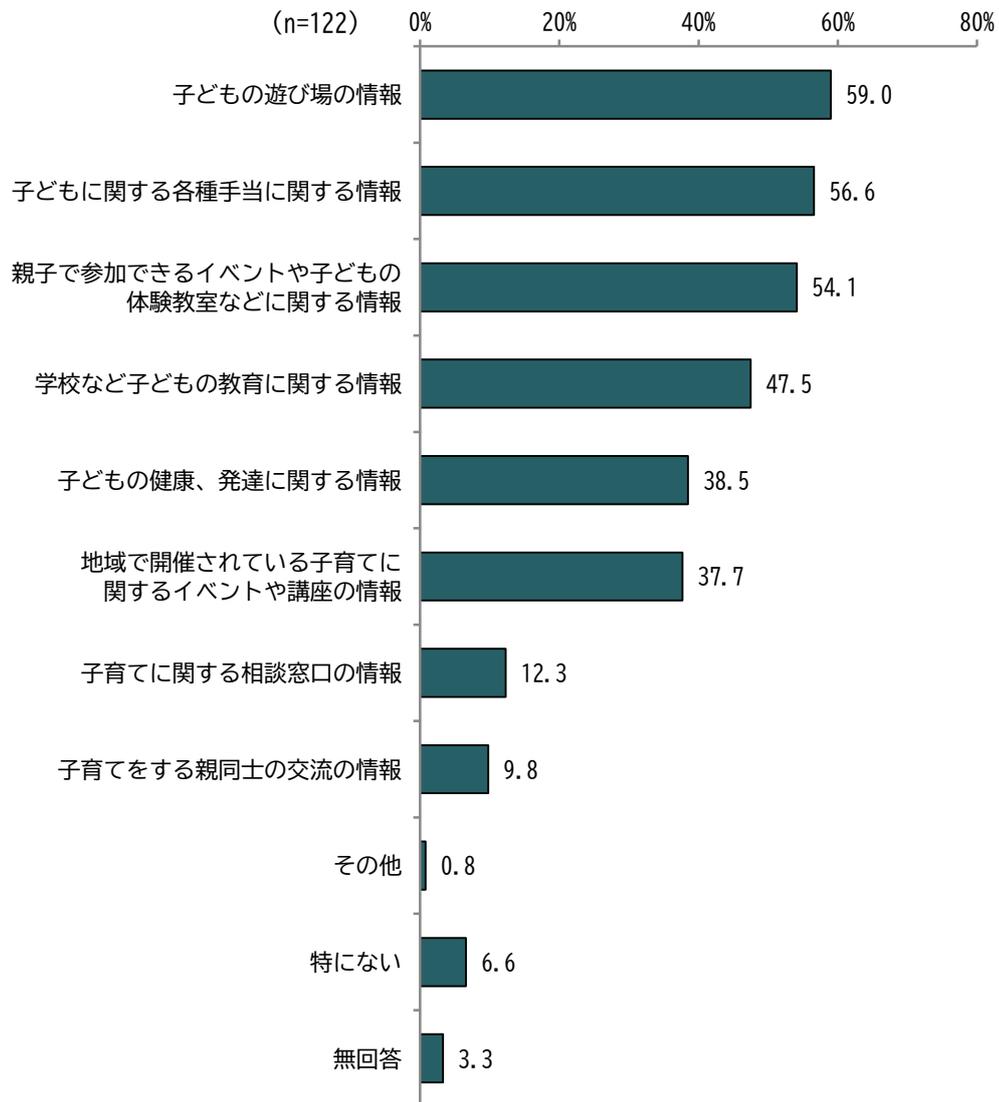
【子育て支援に関して必要な情報（全体／複数回答）】

(未就学児童保護者)



【子育て支援に関して必要な情報（全体／複数回答）】

（小学生保護者）

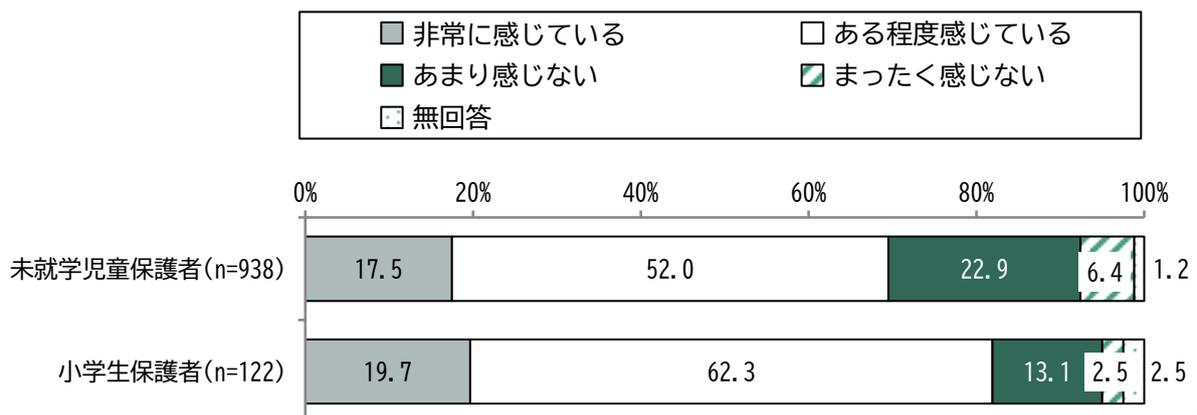


(11) 地域での子育てについて

未就学児童保護者の7割、小学生保護者の8割程度は、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じています。

【子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか（全体）】

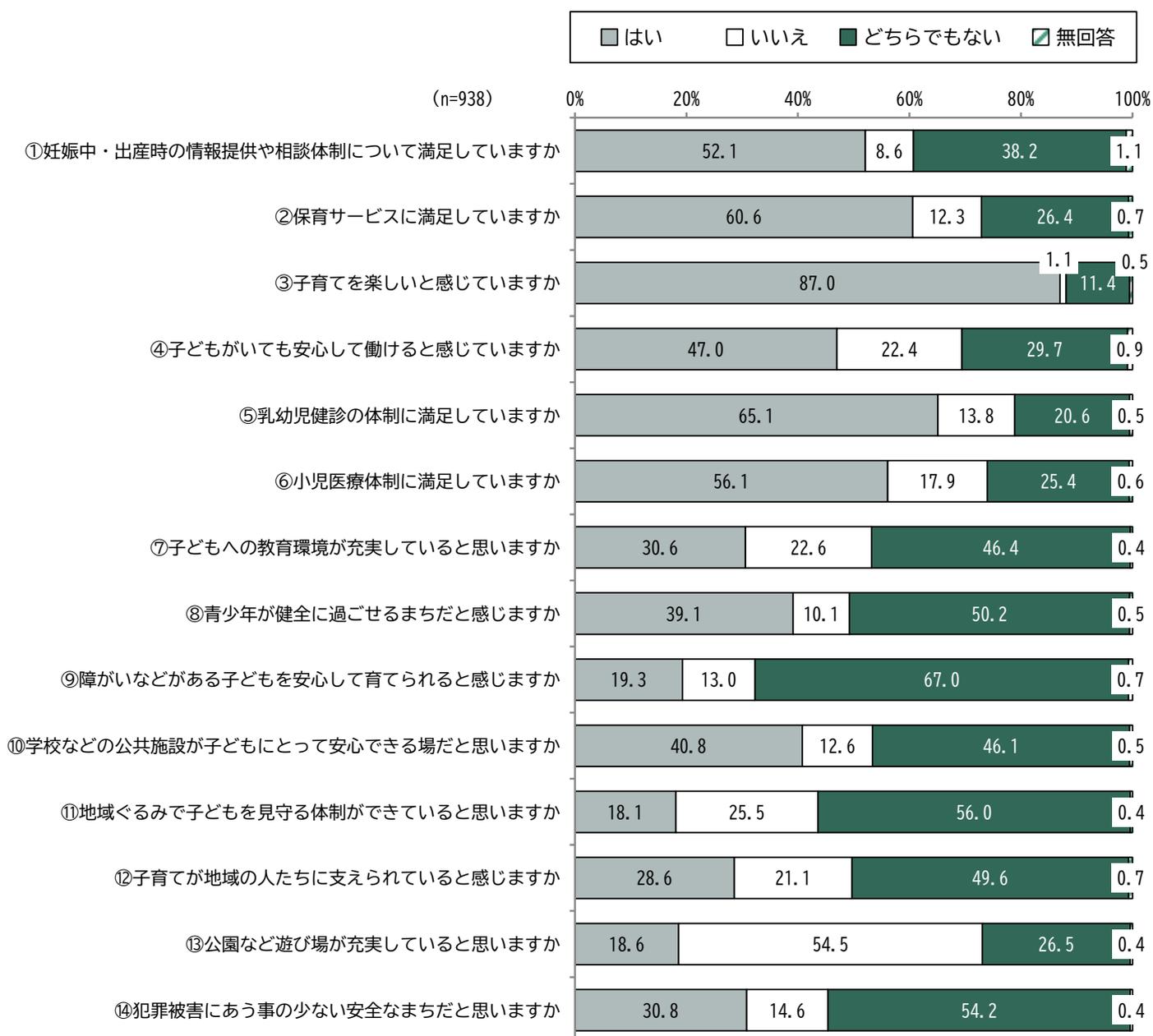
（未就学児童保護者・小学生保護者）



(12) 子育て施策に関して感じていること

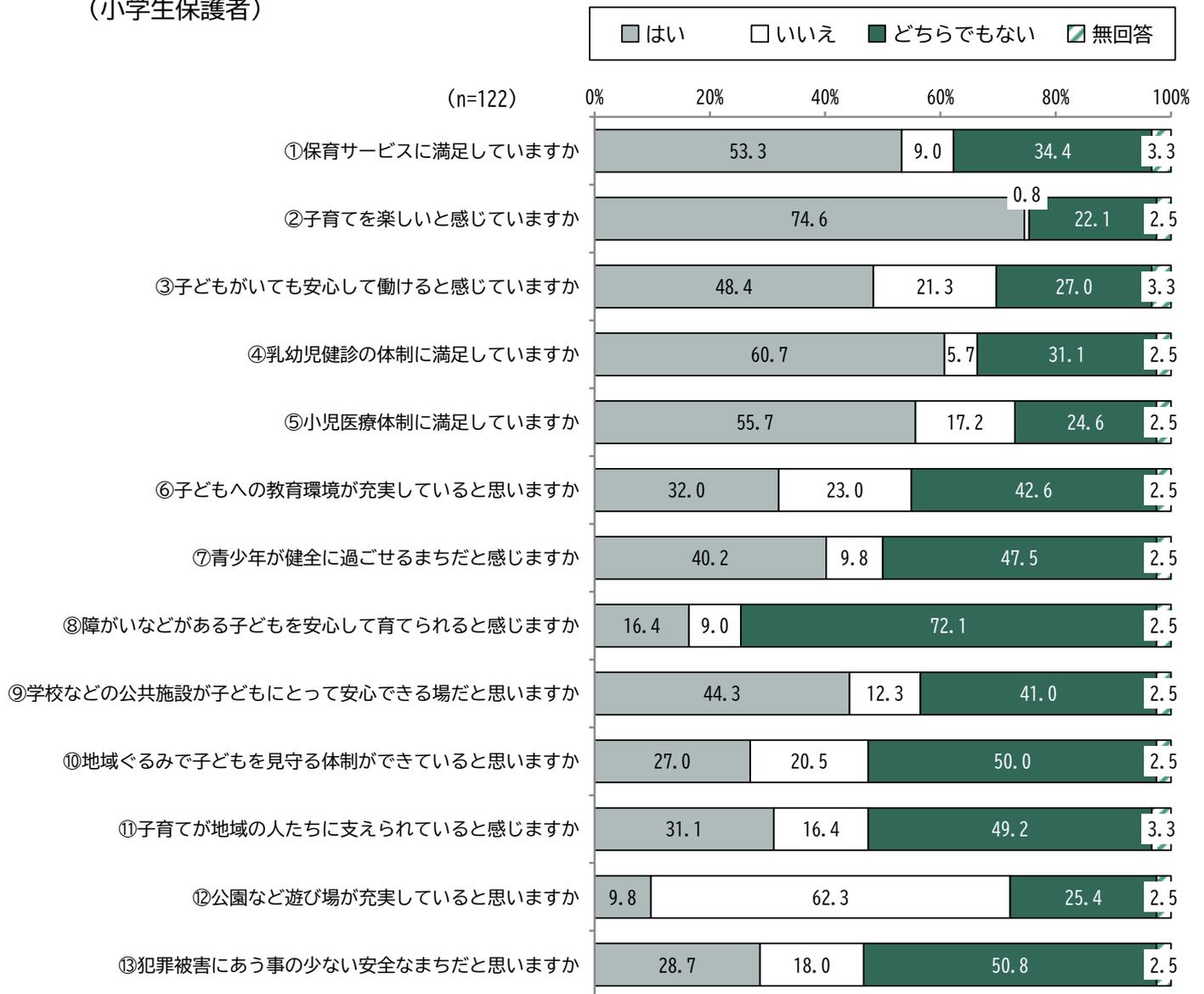
南国市の子育て施策に関して感じていることについてみると、未就学児童保護者、小学生保護者ともに『子育てを楽しんでいると感じていますか』の「はい」の割合が全項目中、最も高く、一方で『公園など遊び場が充実していると思いますか』の「いいえ」の割合が全項目中、最も高くなっています。

【子育て施策について感じていること（全体）】 （未就学児童保護者）



【子育て施策について感じていること（全体）】

（小学生保護者）



4 第2期計画の推進状況

(1) 就学前教育・保育

- 共働き世帯の増加等により1号認定の需要が減少しているため、利用定員の範囲内で受入れを行い、需要に応えることができました。
- 2号認定については、見込みより利用（希望）児童数が多くなりましたが、定員を増やす等で対応し、需要に応えることができました。
- 3号認定については、長岡西部保育所を増改築し、令和4年6月から0歳児保育を新設する等、利用定員増を図ってきました。

【教育〔1号認定、3～5歳〕】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	202	201	197	197	192
	確保の内容	236	236	236	236	236
実績値		151	132	124	105	87

※実績値は4/1時点の利用者数

【保育〔2号認定、3～5歳〕】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	910	906	887	890	868
	確保の内容	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021
実績値		968	993	998	998	983

※実績値は4/1時点の利用者数

【保育〔3号認定、1・2歳〕】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	626	608	598	587	574
	確保の内容	626	626	626	626	626
実績値		587	572	557	555	542

※実績値は4/1時点の利用者数

【保育〔3号認定、0歳〕】

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	146	146	164	164	164
	確保の内容	146	146	164	164	164
実績値		98	56	71	63	78

※実績値は4/1時点の利用者数

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

- こども家庭センターにおいて、妊娠届出時に全ての妊婦と面談し、必要に応じて継続的な支援を行うとともに、産後の母親の心身ケアと育児支援を目的に、産後ケア事業を実施しました。
- 子育て支援課において、施設訪問等を通じて情報収集に努め、相談に対する助言や窓口への同行といった子育てに関する支援を行いました。

【基本型】

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

【母子保健型】※令和6年度からこども家庭センター型

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

- 開設日については一定数以上で推移しており、子育てについての相談や情報提供等を行うことができました。

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
実績値		5	5	5	5	5

③妊婦健康診査事業

- 安心して出産が行えるように、母子健康手帳交付時に定期的な健診受診の啓発に努めました。
- 妊婦一般健康診査は14回の助成を実施し、母子の健康支援を行いました。
- 経過観察や治療が必要となった妊婦に訪問指導を実施し不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援を行いました。

単位：人回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	4,106	4,101	4,083	4,042
実績値		3,838	3,431	3,333	3,485

④乳児家庭全戸訪問事業

- ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える可能性がある出産後間もない時期に助産師・保健師が家庭訪問し、子育て情報の提供や助言を行いました。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	258	259	258	256
実績値		246	272	227	242

⑤養育支援訪問事業

- 専門職による判断を行い、支援が必要な家庭についてはアセスメントを基に支援計画を作成し、継続的な支援を行いました。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み	330	327	323	323
実績値		258	212	278	207

⑥子育て短期支援事業

- 保護者や関係機関からの相談を受け、入院や精神不調などが原因により、家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等で一定期間養育を行いました。
- 施設側の定員等の理由により、事業のニーズが実際の利用に至らないケースもみられます。

単位：人日

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み		5	5	5	5
	確保の内容	人日	50	50	50	50
		か所	4	4	4	4
実績値		人日	3	0	22	41
		か所	4	4	5	5

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 会員数、利用実績とも増加傾向にありますが、担い手である提供会員の増加が課題です。

単位：人日

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み		500	550	600	650
	確保の内容	人日	500	550	600	650
		か所	1	1	1	1
実績値	人日		404	885	620	823
	か所		1	1	1	1

⑧一時預かり事業

- 幼稚園型一時預かりについては計画よりも実際の利用が少なく、一般型一時預かりについては計画以上の需要がありましたが、対応できる体制を維持し需要に応えることができました。

【幼稚園における預かり保育】

単位：人日

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み		10,688	10,640	10,428	10,534
	確保の内容	人日	10,688	10,640	10,428	10,534
		か所	1	1	1	1
実績値	人日		9,098	7,307	7,430	7,802
	か所		1	1	1	1

【幼稚園以外の一時的預かり】

単位：人日

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	量の見込み		868	860	850	850
	確保の内容	人日	868	860	850	850
		か所	2	2	2	2
実績値	人日		1,112	1,005	1,396	2,052
	か所		2	2	3	2

⑨延長保育事業

- 保護者の勤務時間や通勤時間等を考慮し、通常の保育時間を概ね 30 分から 1 時間延長して保育を行っており、希望者は希望に合わせて利用ができています。
- 保育短時間認定児童で 8 時間を超える保育が必要な場合も延長保育で対応しています。

単位：人

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	量の見込み		551	546	539	540
	確保の内容	人	551	546	539	540
		か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
実績値	人		510	519	545	501
	か所		11	11	11	11

⑩病児保育事業

- 利用希望者は利用できており、病気回復期の児童や体調不良児童を一時的に保育し、家庭の実情に即して対応しました。

単位：人日

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	量の見込み		353	350	346	346
	確保の内容	人日	980	980	980	980
		か所	2	2	2	2
実績値	人日		268	344	351	413
	か所		2	2	3	3

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 小学校内の公設の放課後児童クラブの増改築、民営の放課後児童クラブの開設により、受入児童数は増加しました。

単位：人

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	量の見込み		547	564	581	594
	確保の内容	人	584	591	601	608
		か所	15	15	15	15
実績値	人		524	544	545	593
	か所		15	17	17	18

(3) 基本施策

基本目標1 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

基本施策	主な施策の推進状況
①教育・保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保育者の資質・専門性の向上を図るための研修や自己評価・自己点検等を実施しました。 ●国の処遇改善加算、市単独事業等により、職員の処遇改善に資する取り組みを実施しました。 ●小規模保育事業所の認可等により、低年齢児の受け入れ可能人数の拡充を図るとともに、長岡西部保育所で令和4年度から0歳児保育を開始しました。 ●教育・保育施設の老朽化部分の修繕や改築を順次行っています。 ●保幼小合同の研修を実施し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）のこどもに学びや生活の基盤を育ていけるよう、保幼小接続の取組を進めています。 ●令和4年度から、親育ち・特別支援保育コーディネーターによる保幼小の連携に資する取り組みを行っています。 ●発達障害等、支援を必要とするこどもに対する指導・支援内容を保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と小学校との間で円滑に引き継ぐため、支援引き継ぎシートの活用を徹底しています。また、就学前に指導主事の就学指導・相談等も行ってきました。
②地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉機能）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健機能）の意義と機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、令和6年4月1日、新たに「南国市こども家庭センター」を設置しました。 ●小学校3か所で放課後子ども教室を実施しています。 ●放課後児童クラブのクラブ数、利用児童数は増加していますが、施設及び指導員不足により、校区により待機児童がいる状況です。
③子育て支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携のもとに、安心できる子育て交流等、自主活動の活性化と子育て親子の交流の活発化に努めました。 ●要保護児童対策地域協議会やいじめ問題対策連絡協議会、また中学校区単位での学校関係者等との協議などにより、こどもの現状と課題について、民生児童委員との共有が図られています。
④仕事と家庭との両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●父親の育児参加の促進を図るため、妊娠中はマタニティ教室、産後は地域子育て支援センターひよこルームの「パパの日」を実施し、父親を対象とした講座の機会・内容等の充実に努めています。 ●ワーク・ライフ・バランスの考え方について、パンフレットや人権講座で啓発を行いました。
⑤情報提供体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページで子育てに関する行政サービスの最新情報を発信しています。 ●母子健康情報サービス（電子母子手帳）と市健康管理システムデータを連携し、乳幼児健診や予防接種履歴の情報がスマートフォン等から閲覧できるようになっています。 ●高知家子育て応援パスポートアプリ「おでかけるんだパス」が令和5年度に提供され、情報発信が行いやすくなっています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇保育者不足 ◇保育施設の老朽化・防災の視点での移転改築の検討 ◇放課後子ども教室実施校の増加 ◇放課後児童クラブの施設及び指導員の不足 ◇放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な推進の検討

基本目標2 切れ目のない子育て支援の推進

基本施策	主な施策の推進状況
①妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ●全妊婦と面接し、「めばえプラン」も活用しながら、妊娠・出産・子育ての不安や心配ごとについて、妊婦本人と家族をサポートしています。 ●就学前の予防接種の予診票を手帳にし、こんにちは赤ちゃん訪問に合わせて直接保護者に渡しています。 ●集団健診において発育・発達に関する病気の早期発見をするとともに、個別相談の場を設け、保護者の育児不安の解消、母子関係形成のサポートができるように努めています。 ●電話や訪問などでの相談・支援業務とともに、子育て世代のニーズに応じて、不安解消につながる交流の場としてのマタニティ教室、離乳食講習会、「てくてく（ふたご・みつごの集い）」などを実施しています。 ●保育施設、小中学校において、地域食材、旬の食材、伝統的な食文化を取り入れた楽しく特色ある給食の充実にも努めています。
②子育てに伴う経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年度から教育・保育施設同時入所の第2子無償化を実施し、子育て世代に対する一層の負担軽減を図っています。 ●0歳から就学前児童については県の乳幼児医療費補助金を活用し、小中学生については市単独で医療費の助成を行っています。（令和6年10月から18歳までに拡充） ●ベビーシート（乳児用チャイルドシート）の無料貸し出しを行っています。
③子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全指導員や市職員による定期的な街頭指導・安全パトロールで登校時の児童生徒の交通安全を確保するとともに、こどもの交通安全意識の定着を図っています。 ●保育施設、小中学校で交通安全教室を実施しています。 ●不審者等の情報は教育委員会や警察等との連携を図り、必要に応じて防災行政無線を活用して地域への注意喚起を行う体制を整えています。また、地域の補導員による見守り活動が実施されています。 ●高知県安全教育プログラムに基づき、防災を含む安全教育を継続的に実施しています。 ●中学生の防災土養成研修受講に取り組んでいます。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇健診未受診者への受診勧奨などのフォロー ◇地域の補導員の不足、高齢化

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

基本施策	主な施策の推進状況
①家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●保育施設において、良好な親子関係やこどもへの関わり方などの理解を深める親育ち支援を行っています。 ●日常的に電話や面接などで子育ての悩み等の相談を受け付け、相談者の気持ちに寄り添いながら支援を行うとともに、市ホームページ・広報紙や健診時等での情報提供に努めています。 ●新型コロナウイルス感染症の影響で、地域に開かれた学校づくりの取り組みが限られたものとなりました。 ●新型コロナウイルス感染症の影響で、図書館のブックスタート事業、あかちゃんのへや、土曜のおはなし会の休止等がありましたが、令和5年度から通常どおり実施しています。 ●地域行事、伝統文化やスポーツ・レクリエーション等の指導者の発掘・養成を行っていますが、指導者は高齢化しています。 ●市内4中学校の生徒と市長が魅力あるまちづくりについて語り合う、ドリームトークを毎年実施しています。 ●人形劇キャラバン隊活動は50年以上続く歴史ある活動です。コロナ禍では中止となりましたが、令和4年度はDVDを製作し小学校に配布しました。令和5年度からは、希望する小学校に訪問して上演しています。

基本施策	主な施策の推進状況
②次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●職場体験や保幼小連携の取り組みを通じて、中高生が乳幼児とふれあえる場づくりを推進していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で交流等の取り組みが少なくなっています。 ●小中学校において、総合的な学習の時間、特別活動、保健体育、家庭科の授業等で、こどもを生き育てることに関する取り組みを推進しています。 ●小中学校において男女共同参画出前講座を開催し、児童生徒への啓発を実施しました。
③「生きる力」をはぐくむ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●六育（智育・徳育・体育・食育・才育・防育）を核として、「生きる力」をはぐくむ学校教育の改善・充実を図っています。 ●関係機関と連携し、職場体験学習などのキャリア教育を推進しています。 ●南国市保幼小連携学力向上推進プランに基づき、就学前と小中学校の共通事項を「深い学び・対話的な学び・主体的な学び」とした連携を進めています。 ●いじめ、不登校の児童生徒への対応として、適応指導教室、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒の心の支援や保護者の支援に努めてきました。 ●教育支援センターふれあいにおいて、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対し、主体性を大切に学習や体験活動を通じて「心の居場所」を提供しています。 ●特別な支援が必要な児童生徒に計画的・継続的な指導・支援を行うため、引き継ぎシートなどのツールを活用した円滑かつ適切な引き継ぎの仕組みの構築を進めています。 ●保護者や地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールを目指し、市立小中学校全校に学校運営協議会が設置されました。
④子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館を2館（南児童館、西部児童館）開館しています。 ●こどもの健全育成のために大切な活動である子ども会活動に市補助金を継続して支出しています。 ●吾岡山文化の森公園子どもの広場は、令和元年度から令和4年度にかけて遊具の更新を含む再整備工事を実施し、令和5年度に篠原土地区画整理事業の区域内に篠原地区1号街区公園及び2号街区公園を整備しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇家庭教育に関する各種講座、親子行事などの学習機会の提供 ◇保幼小連携教育の強化 ◇不登校児童生徒へのさらなる支援体制の充実 ◇特別な支援が必要な児童生徒に対する組織的な指導・支援を継続的に行う体制整備の強化 ◇子ども会活動の縮小（子ども会連合会加入校の減少） ◇児童館の利用の減少

基本目標4 配慮が必要な子ども・家庭への支援

基本施策	主な施策の推進状況
①児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の5類移行後、児童虐待に関する相談件数が増加傾向となっています。 ●児童虐待対応時、保護者に対して、しつけと体罰は次元の異なるものであること、児童虐待は子どもへの人権侵害であることを告知しています。 ●子ども家庭相談対応マニュアルを保育所、学校その他関係機関に配布するなど、児童虐待に関する啓発に努めました。 ●要保護児童対策地域協議会の代表者会、実務者会議、個別ケース検討会議により、関係機関で情報連携を深めてきました。
②障害のある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育学校コーディネーターを中心に、特別支援教育支援員を各小中学校に配置し、学級担任等と連携しながら障害の実態に応じた教育を行っています。合理的配慮協力員については、人材不足等により令和4年度から配置できていません。 ●発達に心配がある児童について、児童の様子を確認し、保護者の困りごと、児童への関わりなどの相談助言を行う場として、市が実施する親カウンセリング教室や県の福祉保健所、療育福祉センターの活用を勧めています。 ●児童発達支援センターが市内に1か所設置されています。地域の障害児支援の中心として療育を提供し、関係機関と連携しながら支援を行っています。
③ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業を行うことで、ひとり親の社会的、経済的自立を支援しました。 ●県のひとり親家庭医療費補助金を活用し、18歳の年度末までの児童を養育している所得制限内のひとり親家庭に対して医療費の助成を行っています。
④子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年5～6名を上限として、大学等への進学・就学のための奨学金を貸与しています。 ●小中学校の放課後等の補充学習において、放課後等学習支援員の配置を拡充するとともに、授業から放課後までを担う学習支援員を配置する等、学習の場の充実に努めています。 ●生活困窮者自立支援制度の学習支援事業により、中高校生への学習支援や保護者への養育支援等を行っていますが、利用者は減少しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ◇合理的配慮協力員配置の再開 ◇相談支援専門員、指定障害児相談支援事業所の不足 ◇学習支援事業の効果的なサービス提供

5 主要課題のまとめ

こどもや子育てを取り巻く統計データ、アンケート調査結果、第2期計画の推進状況の結果等を踏まえ、次の主要課題をとりまとめました。

(1) 子育て家庭の環境の変化

現況	<ul style="list-style-type: none"> ●出生数は減少傾向にあります。 ●核家族化が進行しています。 ●母親の就労割合が高まっています。 ●父親の育児休業の取得割合が高まっています。
施策検討の方向性	<p>こどもの数は今後も減少する傾向にあり、少子化対策と連動して「こどもを産み育てたい」と思えるような質の高い子育て施策の展開が求められています。</p> <p>核家族化の進行や母親の就業割合の高まりによって、家庭内保育力の低下が懸念される中、幼児教育・保育、多様な保育サービスは、今後も重要性を増すことが予測されます。</p> <p>父親の育児参加に増加の兆しがある中、社会の意識改革や事業所での子育て支援の取り組みを促進するための啓発等が求められています。</p> <p>保護者に寄り添った質の高い子育て施策の展開と、サービスの活用促進に向けた情報発信や啓発、子育て負担を緩和するための申請手続きのデジタル化など、子育てしやすい環境を整えるための取り組みを一層推進する必要があります。</p>

(2) 保育ニーズの多様化

現況	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等を利用する割合は増加しています。 ●低年齢からの保育ニーズが高まっています。 ●母親の就労割合が高まっています。
施策検討の方向性	<p>1号認定の需要は減少傾向ですが、2号認定、3号認定により保育事業を利用する世帯は増減を繰り返している状況であり、引き続き就学前教育・保育事業の提供に向けた環境と人材の確保が必要です。また、保育ニーズの変化に対応するため、一時預かりや病児・病後児保育などの適切な実施が求められています。</p> <p>低年齢からの保育ニーズが高まる傾向にある中、出生数の減少を踏まえながら、こどもの年齢にあったサービスの確保策を検討する必要があります。</p>

(3) 放課後児童クラブの需要への対応

現況	<ul style="list-style-type: none"> ●母親の就労割合が高まっています。 ●就学前児童のいる家庭の多くが就学後に放課後児童クラブの利用を希望しています。 ●放課後児童クラブの利用時間の延長を希望している家庭もあります。
施策検討の方向性	<p>共働き世帯の増加とともに、放課後児童クラブは子育て支援に欠かせない重要な施策となっています。</p> <p>放課後児童クラブの社会的定着が進む中、保護者のニーズを踏まえつつ、保育を必要とする児童が確実に利用することができるよう、今後も量の確保を図り、支援員の確保と育成に向けて継続的に取り組んでいく必要があります。</p>

(4) 地域における子育て支援

現況	<ul style="list-style-type: none"> ●核家族化が進行しています。 ●日常的に祖父母等のサポートを受けている家庭は3割程度となっています。 ●緊急時に祖父母等のサポートを受けている家庭は、就学前児童で6割程度、小学生児童で4割程度となっています。
施策検討の方向性	<p>2割程度の家庭が祖父母等の親族からのサポートを受けずに子育てを行っており、特に核家族世帯やひとり親世帯の家庭内保育力の低下が懸念されます。</p> <p>子育て支援や子育て中の不安感や悩みを気軽に相談できる体制づくりや相談ツールの充実に向けた検討のほか、母子保健を中心とした相談支援を継続していく必要があります。</p> <p>すべての子育て家庭が日々の子育ての中で不安や負担を抱え込まず、さらに頼れる人のいない人や家庭が地域で孤立することのないよう、またそれぞれの子育て家庭が安心して子育てできるよう、ニーズに応じた、きめ細かな支援体制を充実させていくことが求められます。</p>

(5) 新たな課題への対応

施策検討の方向性	<p>児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、新たに訪問による家事支援や児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成支援等を行う事業が地域子ども・子育て支援事業として創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施に向けて検討を進める必要があります。</p> <p>また、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラー、不登校など、困難な課題を抱えるこどもや家庭が顕在化しているなか、切れ目のない支援を行うため、各関係機関との連携のもと、こどもや子育て世帯に対する包括的な支援体制を整え、細やかで適切な支援に向け取り組んでいく必要があります。</p>
----------	---

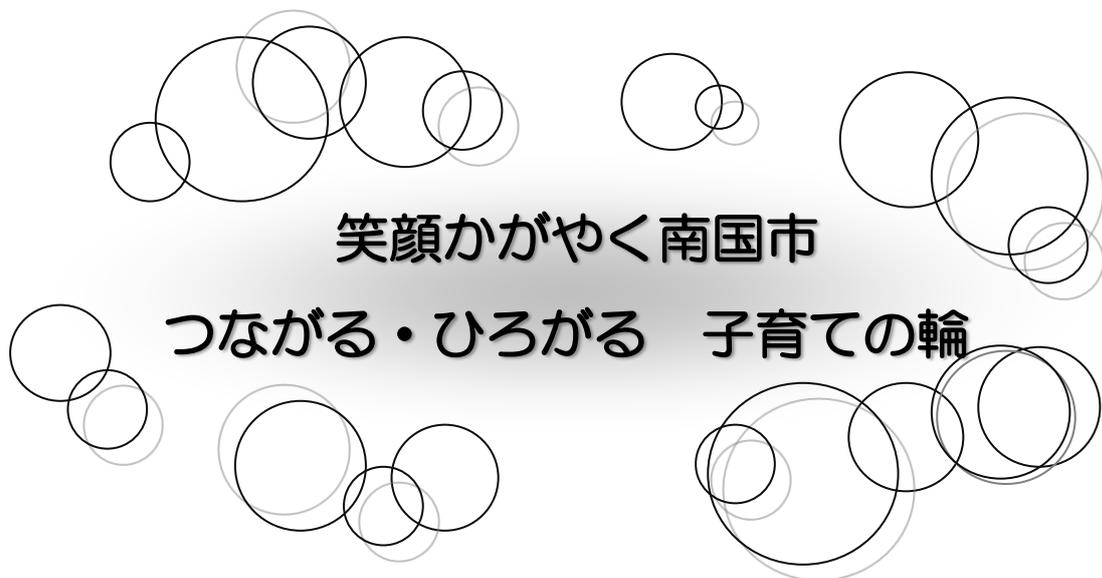
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こどもの声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

南国市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年3月策定の第1期計画において、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざして、一層「こどもの視点」を大切に、すべての施策の真ん中にこどもを据えながら計画を推進していくという基本的な認識のもと、『笑顔かがやく南国市 つながる・ひろがる 子育ての輪』を計画の基本理念としました。第2期計画で継承したこの基本理念には、本市に暮らすすべてのこどもの権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会の実現をめざすという「こどもまんなか社会」に共通する思いが込められています。

本計画においても、この基本理念を継承し、「地域全体での子育てサポート、さらに地域そのものも育つ」、「すこやかで笑顔あふれるこどもを、南国のみんなで育てる」の考えのもと、引き続き『笑顔かがやく南国市 つながる・ひろがる 子育ての輪』を基本理念とします。



2 施策推進上の視点

本計画は、次の4つの視点を踏まえながら推進していきます。

(1) こども自身の尊重

子育て支援サービス等による影響の多くはこども自身が受けることから、子ども・子育て支援事業の推進においては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益を最大限に尊重して、取り組みを進めます。

(2) ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保

「子育て」は「ひとを育てること」であり、こどもの誕生前に始まり、乳幼児期、学童期、青年期を経て、大人になるまで続きます。一人一人が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージを通じて切れ目なく、社会全体でこどもと子育て当事者を支えます。

(3) 誰一人取り残さない社会の形成

こどもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、すべてのこどもは、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われなければなりません。庁内の関係各課、地域の関係機関・団体が課題を共有し、有機的に連携しながら、困難な状況にあるこどもを含めて、誰一人取り残さず、幸せに成長していける環境づくりを進めます。

(4) 支援を担う人材の確保

教育・保育は、保育士、幼稚園教諭をはじめ、調理、養護、看護、事務・用務など、様々な職種の職員が組織で働くことによって成り立っており、長期的な人材の育成・確保を図るとともに、子育て支援サービスを担うボランティア等についても継続的な養成を進めます。

3 施策の体系

基本理念	笑顔かがやく南国市 つながる・ひろがる 子育ての輪
施策推進上の視点	<p>こども自身の尊重</p> <p>ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保</p> <p>誰一人取り残さない社会の形成</p> <p>支援を担う人材の確保</p>
基本目標	基本施策
基本目標1 安心してこどもを産み育てられるまちづくり	①教育・保育事業 ②地域子ども・子育て支援事業 ③仕事と家庭との両立の推進 ④妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援 ⑤子育てに伴う経済的負担の軽減
基本目標2 学びを支え、生きる力をはぐくむまちづくり	①「生きる力」をはぐくむ教育の推進 ②家庭や地域の教育力の向上 ③こどもが安心して過ごすことのできる居場所づくり
基本目標3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり	①子育て支援ネットワークの充実 ②情報提供体制の整備・充実 ③災害、事故、犯罪被害などからこどもを守る環境の整備
基本目標4 すべてのこどもと保護者の最善の利益を守るまちづくり	①児童虐待防止対策の推進 ②障害のあるこどもへの支援の充実 ③ひとり親家庭の自立支援の推進 ④こどもの貧困対策の推進 ⑤困難を抱えたこどもへの支援の充実

第4章 事業計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に定めます。

■主な事業の教育・保育提供区域

事業区分		教育・保育提供区域	考え方
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	2号認定（3～5歳：保育）	市内全域	
	3号認定（0～2歳：保育）	市内全域	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	
	妊婦健康診査事業	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
	子育て短期支援事業	市内全域	
	子育て援助活動支援事業	市内全域	
	一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。
	延長保育事業	市内全域	
	病児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	放課後児童健全育成事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。
	妊婦等包括相談支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
	産後ケア事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
乳児等通園支援事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育提供区域（市内全域）とします。	

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施します。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前のこども	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳以上の保育を必要とする就学前のこども	保育所（園）、認定こども園
3号認定	3歳未満の保育を必要とする就学前のこども	保育所（園）、認定こども園、小規模保育等

(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移・推計、利用実績、ニーズ調査から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障害児・外国につながる幼児等、特別な支援が必要なこどもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

①教育の事業量の見込み

【1号認定：3～5歳】

(実績)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	151	132	124	105	87

※利用児童数は、4/1時点

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	110	110	110	110	110	
②確保方策	特定教育・保育施設	230	230	230	230	230
	(自市町村分)	219	219	219	219	219
	(他市町村分)	11	11	11	11	11
②-①	120	120	120	120	120	

事業内容	幼稚園、認定こども園	提供体制	公立幼稚園1か所 私立認定こども園3か所 (令和6年12月現在)
確保方策の内容	◇希望者全員を受け入れられる定員は確保されており、現提供体制で引き続き事業を実施します。		

②保育の事業量の見込み

【2号認定：3～5歳】

(実績)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	968	993	998	998	983

※利用児童数は、4/1時点

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,082	1,082	1,082	1,082	1,082
	(自市町村分)	1,006	1,006	1,007	1,008	1,008
	(他市町村分)	76	76	75	74	74
②－①	82	82	82	82	82	

【3号認定：0歳】

(実績)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	98	56	71	63	78

※利用児童数は、4/1時点

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	150	150	150	150	150	
②確保方策	特定教育・保育施設	140	140	140	140	140
	(自市町村分)	139	139	139	139	139
	(他市町村分)	1	1	1	1	1
	小規模保育	30	30	30	30	30
	計	170	170	170	170	170
②－①	20	20	20	20	20	

【3号認定：1歳】

(実績)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	266	270	249	263	231

※利用児童数は、4/1時点

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	250	250	250	250	250	
②確保方策	特定教育・保育施設	222	222	222	222	222
	(自市町村分)	206	206	206	206	206
	(他市町村分)	16	16	16	16	16
	小規模保育	31	31	31	31	31
	計	253	253	253	253	253
②-①	3	3	3	3	3	

【3号認定：2歳】

(実績)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	321	302	308	292	311

※利用児童数は、4/1時点

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	350	350	350	350	350	
②確保方策	特定教育・保育施設	388	388	388	388	388
	(自市町村分)	321	321	321	321	321
	(他市町村分)	17	17	17	17	17
	小規模保育	15	15	15	15	15
	計	353	353	353	353	353
②-①	3	3	3	3	3	

事業内容	特定教育・保育施設	提供体制	認可保育所 14 か所 認定こども園 3 か所 事業所内保育施設 1 か所 小規模保育事業所 3 か所 (令和6年 12 月現在)
確保方策の内容	<p>◇母親の就業率の増加や教育・保育の無償化により保育ニーズの増加が継続して想定されるため、申込み数・児童数を考慮し、適正な定員管理に努めます。</p> <p>◇保育サービスの確保、保育需要に応えることができるよう引き続き調整を行います。</p> <p>◇3号認定については、保育士数により大きく定員が変動する年齢であるため、施設との連絡を密に行い、需要に応えることができるよう調整を行います。</p> <p>◇3歳未満の保育ニーズの増加は継続すると予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、こどもの養育環境の整備を図ります。</p>		

(2) 教育・保育の量の一体的提供及び推進体制の確保

令和2年度から市内の全認定こども園が幼保連携型になったことにより、各家庭の需要に合わせた教育・保育の一体的な提供を行うことができています。

引き続き乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

(3) 産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保育施設の利用についての調整に関して、選考基準の見直しを行うとともに、市ホームページや「広報なんこく」で周知を行っています。

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備に努めます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移・推計、利用実績、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業

事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」があります。

提供体制・確保方策

- ◇切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、基本型及びこども家庭センター型で、引き続き事業の充実を図ります。
- ◇基本型については、施設訪問等を通じて情報収集に努め、相談に対する助言や窓口への同行といった子育てに関する支援を行っています。子育てに関する相談等により、個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるような支援を行います。
- ◇こども家庭センター型については、児童福祉（虐待対応を含む）担当と母子保健担当の配置により、それぞれの専門性に応じた業務を実施しつつ、適切に連携・協力しながら妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施します。

(実績)

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 ※令和5年度まで母子保健型	1	1	1	1	1

(量の見込みと確保方策)

(単位：か所)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇地域子育て支援拠点事業については、令和6年度現在、5か所で事業実施しており、需要増に対応できる体制は確保されています。

◇引き続き現提供体制で事業を実施するとともに、事業の周知を行い、利用者増につなげます。

(実績)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	延利用回数(人回)	1,145	1,229	1,231	1,231
	箇所数(か所)	5	5	5	5

(量の見込みと確保方策)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用回数(人回)	1,196	1,226	1,187	1,171	1,151
②確保方策	箇所数(か所)	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診査事業

事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇高知県内の婦人科医療機関で実施しています。

◇令和5年度に多胎妊娠中の妊婦検診について通常回数（14回）以上の健診を受けた場合の費用を助成する制度を創設しています。妊婦の保健管理の向上のため、各事業と保健指導等を継続実施して支援を行っていきます。

(実績)

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	3,838	3,431	3,333	3,485

(量の見込みと確保方策)

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,185	4,129	4,063	4,001	3,947
②確保方策	実施場所：契約医療機関等（令和6年度現在：26か所） 実施時期：妊娠届出後から出産まで				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

提供体制・確保方策

- ◇ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える可能性がある出産後間もない時期に、助産師・保健師が家庭訪問し、子育て情報の提供や助言を行っています。
- ◇各母子保健事業を通じ、家庭状況の一層の把握に努め、養育支援が必要な家庭を中心に専門職が家庭訪問等を実施して子育てに関する指導・助言を行うなど、適切な養育力確保のための事業を継続します。

(実績)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	246	272	227	242

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	299	295	290	286	282
②確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：保健師等9名(令和6年度現在)				

(5) 養育支援訪問事業

事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

提供体制・確保方策

- ◇専門職による判断を行い、支援が必要な家庭についてはアセスメントを基に支援計画を作成し、継続的な支援を行っています。
- ◇精神不調、対人面での弱さ等、養育困難な家庭が増加しており、虐待防止の観点からも必要性の高い事業であり、今後も対象家庭に早期介入を実施していくことができる体制を維持していきます。

(実績)

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	258	212	278	207

(量の見込みと確保方策)

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	292	288	284	279	275
②確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：保健師等9名（令和6年度現在）				

(6) 子育て短期支援事業

事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇保護者や関係機関からの相談を受け、入院や精神不調等により、家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等で一定期間養育を行っています。

◇虐待予防の観点からも重要な事業であり、実施個所の増加など事業規模の拡充に努めます。

(実績)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数(人日)	3	0	22	41
箇所数(か所)	4	4	5	5

(量の見込みと確保方策)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用日数(人日)	50	50	50	50	50
②確保方策	延利用日数(人日)	50	50	50	50	50
	箇所数(か所)	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

こどもの送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい保護者（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

提供体制・確保方策

- ◇会員数、利用実績とも増加傾向にあり、担い手である提供会員の増加が課題です。
- ◇提供会員の増加に向けて積極的な広報を行い、保護者からの多様なニーズに応じていきます。

(実績)

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	404	885	620	823

(量の見込みと確保方策)

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	819	802	789	775	763
②確保方策	819	802	789	775	763
②-①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園等の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

提供体制・確保方策

- ◇幼稚園型一時預かりの需要は減少傾向ですが、こどもたちが保育環境になじみ安心感を得ることができるよう配慮した保育環境の整備に努めます。

(実績)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数(人日)	9,098	7,307	7,430	7,802
箇所数(か所)	1	1	1	1

(量の見込みと確保方策)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用日数(人日)	5,820	5,760	5,790	5,820	5,880
②確保方策	延利用日数(人日)	5,820	5,760	5,790	5,820	5,880
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

②一時預かり事業(幼稚園型を除く)

提供体制・確保方策

◇一般型一時預かりの需要が増加傾向にあることを踏まえ、担当保育士の確保に努めるとともに、利用定員及び利用日数上限の増加を検討していきます。

(実績)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数(人日)	1,112	1,005	1,396	2,052
箇所数(か所)	2	2	3	2

(量の見込みと確保方策)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用日数(人日)	1,980	1,939	1,912	1,856	1,866
②確保方策	延利用日数(人日)	1,980	1,939	1,912	1,856	1,866
	箇所数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所（園）、認定こども園等で保育を実施する事業です。

提供体制・確保方策

◇保護者の勤務時間や通勤時間等を考慮し、通常の保育時間を概ね 30 分から 1 時間延長して保育を行っており、希望者は希望に合わせて利用ができています。

◇本事業の対象は実施施設に入所している児童になっており、需要に対応できる体制は確保されています。

(実績)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人数（人）	510	519	545	501
箇所数（か所）	11	11	11	11

(量の見込みと確保方策)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数（人）	514	503	496	481	484
②確保方策	実人数（人）	514	503	496	481	484
	箇所数（か所）	11	11	11	11	11
②-①		0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

病後児対応型、体調不良児対応型（対象は自園児のみ）の事業について実施しています。

提供体制・確保方策

◇病児保育事業の周知を図り、利用促進に努めます。

◇保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、病児保育需要の動向を注視しつつ、引き続き提供体制の整備に努めます。

(実績)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数（人日）	268	344	351	413
箇所数（か所）	2	2	3	3

(量の見込みと確保方策)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延利用日数 （人日）	398	390	385	374	376
②確保方策	延利用日数 （人日）	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	箇所数 （か所）	5	5	5	5	5
②-①		2,482	2,490	2,495	2,506	2,504

※病後児対応型（1施設）・体調不良児対応型（4施設）の合計

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

提供体制・確保方策

- ◇小学校内の公設の放課後児童クラブの増改築、民営の放課後児童クラブの開設により、受入児童数は増加しています。
- ◇放課後児童クラブ数は、第2期計画期間中に15か所から18か所に増加しています。
- ◇共働き世帯の増加等により、放課後児童の受入場所のニーズは増加傾向にあることから、放課後児童クラブの整備、放課後子ども教室との一体的な実施の検討を図ります。

（実績）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数（人）	519	560	558	600	649
箇所数（か所）	15	17	17	18	18

（量の見込みと確保方策）

（単位：人）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	229	236	237	271	230
	2年生	239	240	241	236	262
	3年生	107	118	119	119	116
	4年生	60	60	68	69	71
	5年生	21	23	23	26	26
	6年生	14	14	15	15	17
	計	670	691	703	736	722
②確保方策	登録児童数（人）	670	691	703	736	722
	箇所数（か所）	18	18	18	19	19
②－①		0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制・確保方策

◇今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

提供体制・確保方策

◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇現在、本事業の実施予定はありません。既存の訪問・相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

提供体制・確保方策

◇現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

提供体制・確保方策

◇現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

提供体制・確保方策

◇母子健康手帳の発行時の面談及びその後のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。

(量の見込みと確保方策)

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	945	932	917	903	891
②確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：保健師等9名				

(18) 産後ケア事業

事業の概要

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

提供体制・確保方策

◇養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。

(実績)

(単位：人回)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	63	35	59	93

(量の見込みと確保方策)

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	289	285	280	276	272
②確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施体制：保健師等9名（令和6年度現在）				

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に保育所などを利用できる制度です。令和8年度から新たな給付制度として開始されます。

提供体制・確保方策

◇令和7年度から実施し、提供体制の整備に努めます。

(量の見込みと確保方策)

(単位：利用定員数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	22	21	21	20
0歳	3	7	7	7	6
1歳	3	7	7	7	7
2歳	3	8	7	7	7
②供給量（確保量）	18	22	21	21	20
0歳	6	7	7	7	6
1歳	6	7	7	7	7
2歳	6	8	7	7	7
②－①	9	0	0	0	0

第5章 基本施策の推進

基本目標 1 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

①教育・保育事業

現状と課題

少子高齢化が進む中、共働き世帯の増加等により1号認定の需要が減少していますが、保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える教育・保育事業が求められています。

教育・保育事業に関わる人材育成・確保・処遇改善とともに、ハード面では保育施設の老朽化・防災の視点での移転改築の検討が必要です。また、自我や主体性の芽生え、他者との関わり、基本的な生きる力の獲得等、乳幼児期に必要な教育が途切れることがないよう保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と小学校の連携が必要です。

施策の内容

施策	概要	担当課
施設型給付費の支給 【子ども・子育て支援給付】	保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対して、教育・保育が適切に実施されるよう施設型給付費を支給します。	子育て支援課
地域型保育事業 【子ども・子育て支援給付】	地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供できるよう、小規模保育等に地域型保育給付費を支給します。	子育て支援課
保育機能の充実	児童福祉、教育、保健関係機関等との連携を一層強め、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等を子育てに関する相談機関と位置付け、子育ての知識、経験、技術の蓄積を総合かつ積極的に提供し、地域における子育て支援機関としての取り組みを進めます。	子育て支援課

施策	概要	担当課
保育内容、教育内容の充実	<p>保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、乳幼児に健康、安全で情緒の安定した生活のできる場の提供を行うとともに、保育者の資質・専門性の向上を図るための研修や自己評価・自己点検など保育内容の充実を図ります。地域に開かれた保育所（園）、幼稚園づくりを推進するとともに、創造性を活かした内容の充実を図ります。</p>	子育て支援課
低年齢児保育の充実	<p>共働き世帯が多く、保育需要の高い本市では、保育の低年齢化も顕著に表れているため、今後も小規模保育事業所の認可等により、0歳児受入施設の拡充を図ります。</p>	子育て支援課
保育施設整備事業	<p>老朽化した施設を計画的に改修する一方、防災の視点に立ち、多様な保育ニーズに応えられる保育施設として整備するとともに、民間活力の導入等も検討しながら施設の活用を図ります。</p>	子育て支援課
保育士、幼稚園教諭等の確保	<p>多様化する教育・保育ニーズに対応するため、受入体制の強化を図るべく、国の処遇改善加算、市単独事業等により、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善及び確保に努めます。</p>	子育て支援課
保育士、幼稚園教諭等の研修の充実	<p>保育・教育や園内研修、諸活動等を通じて、知見と人間性を深め、保育・教育の知識、技術及び施設運営の質を高めるよう、市や県教委主催の研修への参加等で常に自己研鑽に励める機会の提供を行います。</p> <p>また、各施設が保護者の理解を得ながら、教育・保育に必要な人員を配置しつつ、段階別研修に職員が計画的に参加可能な体制を確保します。</p>	子育て支援課
幼児期の運動促進に関する普及啓発	<p>年々体力が低下しているこどもたちの現状を踏まえ、数多くの活動例の中から幼児期における基本的な動きを考慮し、こどもたちが楽しみながら身体を動かすことができるよう、幼児期における運動指導等の取り組みを推進します。</p>	子育て支援課

施策	概要	担当課
保幼小の円滑な接続の推進	<p>各小学校を中心に「架け橋期のカリキュラム」を開発し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や小学校の学びを念頭に置いた、質の高い保育・教育を推進します。</p> <p>また、組織的な連携の取り組みを促進するため、中学校ブロック小中学校合同の研修会や、学校経営アドバイザーと連携した指導・支援などを行います。</p>	学校教育課
発達障害等のある乳幼児への専門的な指導・支援の充実	<p>発達障害等のあるこどもに対する指導・支援内容を保育所（園）・幼稚園・認定こども園等と小学校との間で確実に引き継ぐため、指導内容等が記載された引き継ぎシートの活用を徹底します。</p> <p>また、一人一人ひとりのこどもの指導・支援の目標や内容、方法等をまとめた個別の指導計画が作成され、管理職を中心に円滑に実施されるよう支援します。</p>	学校教育課 子育て支援課

②地域子ども・子育て支援事業

現状と課題

地域コミュニティの希薄化や働き方の多様化など、幼児期の教育・保育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、未就学児については、保育所（園）・幼稚園・認定こども園など平日の施設での教育・保育だけでなく、休日保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業の実施など、家庭の実情に即した多様できめ細やかな事業の提供が求められています。

アンケート調査によると、日常的にこどもをみてもらえる親族等がいる家庭は3割程度にとどまり、こどもをみてもらえても負担をかけることを心苦しく感じていたり、周りにこどもをみてくれる人が全くいない家庭もあることから、親族や友人・知人以外の支援を受けやすくする環境づくりが大切です。

すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現のために、こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育に加え、地域における多様な子ども・子育て支援の需要への対応と質的向上を図ることが必要です。

施策の内容

施策	概要	担当課
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園等の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。	子育て支援課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所（園）、認定こども園等で保育を実施します。	子育て支援課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	こども家庭センター
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） 【地域子ども・子育て支援事業】	こどもの送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい保護者（依頼会員）と、援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	子育て支援課
病児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業】	病気回復期の児童や体調不良児童を家庭の実情に即して一時的に保育します。また、病児保育需要の動向に注視して、提供体制の整備に努めます。	子育て支援課

③仕事と家庭との両立の推進

現状と課題

アンケート調査によると、母親・父親ともに育児休業を取得した（取得中である）割合は、前回調査を大きく上回っており、この5年間で職場を取り巻く社会環境が大きく変化しています。また、母親が出産前後に退職した割合も前回調査を下回っていますが、退職した人の中には「仕事と家庭の両立支援環境が整っていれば、継続して働いていた」と回答する人も多くいます。

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、職場、行政、関係機関が一丸となって働き方改革を進め、こどもを生き育てやすい社会づくりを進めることが求められています。

施策の内容

施策	概要	担当課
父親の育児参加の促進	妊娠中はマタニティ教室、産後は地域子育て支援センターひよこルームの「パパの日」を実施して、父親を対象とした講座の機会、内容等の充実に努めます。	こども家庭センター
職場における男女平等の推進	職場における男女平等や理解促進のための啓発活動等を推進し、女性が結婚・妊娠しても働き続けられる環境整備とともに、性別に関わらず、必要な人が育休取得できるよう普及啓発に努めます。	総務課 商工観光課
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	「第2次南国市男女共同参画推進計画 女性活躍推進計画」広報版パンフレットやスマイリーハート人権講座を活用し、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を図ります。	総務課

④妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援

現状と課題

アンケート調査によると、子育てに関する悩みや不安として「子どもの発育・発達に関すること」、「子どもの食事や栄養に関すること」などが多くなっています。

本市では、令和6年4月に設置した南国市こども家庭センターを中心に、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、こどもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を行うことで、こどもの健やかな成長や発達を支援しています。

こどもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。核家族化や男女共同参画による女性の社会参加の進展に伴って、母子を取り巻く環境が大きく変化する中、出産や育児への不安感や負担感が大きくなっており、このことが安心してこどもを産み育てることを妨げています。

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障害の早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図る必要があります。また、食育、歯と口腔の健康づくり、基本的な生活習慣づくりや疾病予防について、こどもと保護者への指導を充実する必要があります。

施策の内容

施策	概要	担当課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>地域子育て支援拠点等の身近な場所で子育て家庭から日常的に相談を受け、利用者支援事業 すまいるのコーディネーターを中心に、子育て支援に関する情報の収集・提供、及びサービス等利用にあたっての助言・支援を行います。</p> <p>また、新たに創設されたこども家庭センターにおいて、児童福祉担当と母子保健担当が専門性に応じた業務を実施しつつ、適切に連携・協力しながら妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施します。</p>	<p>子育て支援課 こども家庭センター</p>
妊婦健康診査事業 【地域子ども・子育て支援事業】	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。</p>	<p>こども家庭センター</p>

施策	概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	こども家庭センター
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業】	養育支援が特に必要な家庭に対して、早期介入できる体制を維持し、居宅を訪問して養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども家庭センター
産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業】	産後の母親の心身ケアと育児支援を目的に、助産師の訪問（訪問型）、医療・産後ケア施設への母子での宿泊（宿泊型）や通所（通所型）により、育児相談や授乳指導を実施します。	こども家庭センター
妊娠・出産の安全性の確保	<p>母子健康手帳交付時に保健師による面接を実施し、妊娠初期の不安の軽減を図るとともに、こども家庭センターが妊娠、出産、育児のサポート役であることを説明していきます。</p> <p>また、伴走型支援として、妊娠8か月アンケートを妊婦全員に送付し、回答後はニーズに合わせ、妊婦本人や家族に寄り添い、不安軽減を図っていきます。</p>	こども家庭センター
マタニティ教室の充実	<p>妊娠・出産・育児に関する情報提供や、沐浴実習を行います。また、子育てをイメージして、安心して赤ちゃんを迎えられるように先輩ママ・パパや赤ちゃんと交流し、ふれあう機会を設けます。</p> <p>妊婦同士の交流が深まり、仲間づくりができる支援とともに、父親の参加を促すことで、妊娠中から夫婦で子育てに向かう気持ちを高められるよう支援します。</p>	こども家庭センター
子育て教室の充実	<p>離乳食に関する話合いや調理実習を通じて、子育てにおける悩みや不安の軽減・解消を図り、母親同士の交流が深まるよう支援します。</p> <p>託児サービスを実施することで、短時間ながら母親がリフレッシュできるよう配慮します。</p>	こども家庭センター

施策	概要	担当課
乳幼児健診の充実	<p>集団健診を行い、疾病や発育・発達の遅れを早期に発見し、健診後のフォローが必要な乳幼児に対しては、かかりつけ医と連携し、継続した支援ができるよう努めます。</p> <p>また、個別相談の場を設け、母児が孤立しないように働きかけます。</p>	こども家庭センター
歯科施設健診	<p>歯科施設健診を乳幼児から家族全員が受診できるよう、歯の定期健診の受診を勧めます。</p>	保健福祉センター
予防接種事業の推進	<p>乳幼児期に受ける予防接種の予診票を1冊にまとめた予防接種手帳を対象者に配布します。</p> <p>予防接種率の向上をめざし、予防接種の重要性の啓発、未接種者への接種勧奨を行います。</p>	保健福祉センター
小児救急医療の充実	<p>在宅当番医の確保等を図るとともに、相談体制・情報提供体制を整備します。</p> <p>また、いつでも安心してかかれる「かかりつけ医」の普及を図ります。</p>	こども家庭センター
食育の推進	<p>食育の生きた教材として安全安心な学校給食を提供し、給食便り・SNS等で家庭への普及啓発に努めます。また、栄養教諭を中心に、地域と連携した体験活動など、食に関する指導の充実に努めます。</p> <p>保育所(園)、幼稚園において、地域食材や旬の食材を取り入れた楽しく特色ある給食の充実に努めるとともに、年間を通じて食に対する体験活動を取り入れることで、望ましい食習慣の形成に努めます。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課 保健福祉センター</p>
食に関するイベントの開催	<p>市民、事業者、行政等が連携し、食育の推進を目的としたイベントを開催し、食に関する意識の向上と望ましい食生活を習慣づけることができるよう普及啓発を行います。</p>	保健福祉センター

施策	概要	担当課
子育てに関する相談体制の充実	<p>妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減・解消できるよう、相談できる機会について情報提供に努めるとともに、相談者に寄り添い、電話や訪問などで相談・支援を行います。</p> <p>また、児童福祉担当と母子保健担当が適切に連携・協力しながら妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施します。</p>	こども家庭センター

⑤子育てに伴う経済的負担の軽減

現状と課題

アンケート調査によると、子育てに関する悩みや不安として、未就学児童保護者、小学生保護者ともに「子育てにかかる費用が大きな負担になっていること」と回答した割合が3割程度となっています。子育ては、養育費や医療費などの経済的負担が大きく、子育て家庭における生活の安定とこどもの健やかな成長のための経済的負担の軽減が求められています。

令和6年10月分から児童手当制度が拡充され、①所得制限の撤廃、②支給期間を中学生までから高校生年代までに延長、③第3子以降の支給額を3万円に増額、④第3子加算の算定対象が22歳到達後の最初の年度末までのこどもに延長、⑤支払月が年3回から年6回、となりました。

本市では、子育てに対する経済的支援として、児童手当、児童扶養手当や、児童が3人以上いる世帯の保育料の軽減、幼稚園就園奨励事業、奨学金制度等を行っています。また、教育・保育施設同時入所の第2子無償化を実施し、子育て世代に対する一層の負担軽減を図っています。さらに3歳から5歳の副食費について無償化しています。ひとり親家庭に対する支援としては福祉資金の貸付等、乳幼児・児童医療費助成制度については令和6年10月から助成対象を18歳になった年度の3月末までに拡大しています。

施策の内容

施策	概要	担当課
児童手当等諸制度の周知	児童手当、児童扶養手当、特別児童手当等の各制度の周知・啓発に努めます。	子育て支援課
医療費の助成の充実	子育て支援の充実を図るため、市内に住民登録のある0歳から18歳になった年度の3月末までのこどもに対し、医療費を助成します。	子育て支援課
奨学金制度の周知	教育費の負担を軽減するため、各種奨学金資金制度の周知に努めます。 また、令和5年度から若年層の移住定住を促進し地域活性化を図ることを目的に開始した、南国市奨学金返還支援補助金制度についても併せて周知に努めます。	学校教育課 生涯学習課 企画課
車のベビーシートの貸し出し	着用が義務付けられているチャイルドシートについて、保護者の負担を軽減するため、1歳の誕生日の前日までベビーシートの貸し出しを行います。	こども家庭センター

基本目標 2 学びを支え、生きる力を育むまちづくり

①「生きる力」をはぐくむ教育の推進

現状と課題

学童期・思春期における教育環境は、こどもたちにとって、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など、夢や希望に向かってたくましく「生きる力」を身につけるための重要な社会基盤です。

こどもたちが、長年培ってきた市の歴史や文化を踏まえた教育を受け、学校・家庭・地域といった社会とのかかわりの中で、自己の可能性に気づき、豊かな人間性をはぐくむことのできる環境の整備が必要です。

本市では、かがやく明日への人づくりを保育・教育指標に掲げ、六育（智育・徳育・体育・食育・才育・防育）を核として、こどもに豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくむ学校教育の改善・充実を図り、個性を伸ばし、命の大切さや他人への思いやり等を育てる教育を推進しています。

また、南国市保幼小中連携学力向上推進プランに基づき、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連続性と一貫性のある教育による学びの質の向上に取り組んでいます。

施策の内容

施策	概要	担当課
「生きる力」をはぐくむ学校教育等の推進	こどもに豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくむ学校教育の改善・充実を図り、個性を伸ばし、命の大切さや他人への思いやり等を育てる教育を推進します。	学校教育課
学力向上と生徒指導の充実	確かな学力と豊かな心と健やかな体を育てる、六育（智育・徳育・体育・食育・才育・防育）のバランスのとれた保育・教育の創造に努め、「学力向上」と「人権教育を基盤とした生徒指導」を両輪として、教育を進めます。	学校教育課
キャリア教育の充実	児童生徒に将来への夢や希望を持たせ、自己実現に向けて努力することができるよう、関係機関との連携を密にし、職業教育、職場体験学習など、発達段階に応じたキャリア教育の充実に努めます。 また、児童生徒一人一人の進路についての意識や適性、能力を把握し、的確な情報提供と支援体制の確立に努めます。	学校教育課

施策	概要	担当課
情報活用能力の育成	<p>情報化社会に主体的に対応できるよう、児童生徒の発達段階に応じて、計画的に情報活用能力の育成を図ります。</p> <p>また、効果的なICT活用に努めるとともに、情報モラルや情報リテラシーに関する指導を行います。</p>	学校教育課
保幼小中連携教育の推進	<p>南国市保幼小中連携学力向上推進プランに基づき、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校が連携を進め、15か年の保育・教育を見通した、こどもたちの発達段階に応じたきめ細やかな系統性と継続性のある教育を推進します。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>
特認校制度の実施	<p>奈路小学校・白木谷小学校及び香南中学校を特認校とし、特色ある学校固有の環境の中で、心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした学校教育を受けさせたいという希望に応え、通学区域外からの入学を認めています。</p>	学校教育課
地域と学校との連携・協働の推進	<p>学校と地域の連携・協働による学校運営の推進体制であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）による、地域とともにある学校づくりを推進します。</p> <p>また、幅広い地域住民等の参画を得て、地域学校協働活動により、地域全体で学校教育を支援する体制づくりや、学校を核とした地域づくりを目指した取り組みを推進します。</p>	<p>学校教育課 生涯学習課</p>

施策	概要	担当課
<p>障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実</p>	<p>教員の専門性を向上させ、ユニバーサルデザインに基づく発達障害等のある全ての児童生徒が「分かる」「できる」授業づくりを推進するとともに、保育所（園）・幼稚園・認定こども園等から小学校、さらに中学校への計画的・継続的な指導・支援を行うため、支援引き継ぎシート及び個別の教育支援シートを活用します。</p> <p>また、各校における特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内支援委員会等において、個別の指導計画や特別支援学級在籍児童生徒の個別の教育支援計画を作成し、南国市合理的配慮コーディネーターとともに指導目標、指導内容・方法を定期的に検討する等、チーム学校として組織的な指導・支援を継続的に行います。</p>	<p>学校教育課</p>

②家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

家族形態の変化や価値観の変化、地域とのつながりの希薄化により、家庭の教育力や子育て力の低下が懸念されています。愛着関係が薄い親子の増加や、こどもの成長過程におけるこどもとの関わり方がわからない親が増えてきていることから、子育ての不安や悩みを相談できる相談機会の充実、親同士の交流の促進、家庭の大切な役割である基本的な生活習慣や子どもへの関わり方等を学べる機会の充実が必要です。本市では、コロナ禍等で家庭教育に関する事業が停滞しており、今後どのような方向性で進めていくのか、学校や関係者で協議を行っていく必要があります。

また、地域は、学校や家庭を含む子どもの生活基盤であり、成長の基盤です。こどもは地域社会の中で多くの人と出会い、自然や文化と関わり、人や地域への豊かな心情と人間らしい感性や行動力をはぐくんでいきます。しかしながら、家庭・地域の教育力の低下を背景に体験機会の不足が懸念されており、地域社会でさまざまな活動の機会をこどもたちに提供することが必要です。

さらに、次代の親となるこどもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義や命の尊さ、こどもや家庭の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図る必要があります。

施策の内容

施策	概要	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	親がこどもを育てることの社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。	こども家庭センター 子育て支援課 生涯学習課
家庭教育に関する相談体制の整備	子育ての悩みを抱えた親等を支援するため、電話相談や面接相談の実施等、相談体制の充実に努めます。 また、相談や講座等の学習機会に関する情報の広報活動に努めます。	こども家庭センター 生涯学習課
地域と学校との連携・協働の推進【再掲】	学校と地域の連携・協働による学校運営の推進体制であるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）による、地域とともにある学校づくりを推進します。 また、幅広い地域住民等の参画を得て、地域学校協働活動により、地域全体で学校教育を支援する体制づくりや、学校を核とした地域づくりを目指した取り組みを推進します。	学校教育課 生涯学習課

施策	概要	担当課
市立図書館での児童・乳幼児サービス	<p>新図書館（令和8年春頃開館予定）において、充実した児童サービス、子育て支援サービスが提供できるように努めます。</p> <p>新図書館の児童コーナーにおはなし室を設けるとともに、ブックスタート事業、乳幼児向けおはなし会、土曜のおはなし会を引き続き実施します。</p> <p>また、子育て支援コーナーを設置し、子育てに関連する資料の充実を図るとともに、関係機関と連携して子育て世代に対する情報提供に努めます。</p>	生涯学習課
人形劇キャラバン隊活動	<p>南国市子ども会連合会主催で50年続く、歴史ある人形劇の意義を啓発し、学校、保護者等にも理解を求め、活動の継続を支援します。</p>	生涯学習課
ドリームトーク	<p>魅力あるまちづくりについて考えることを目的に、学校生活や南国市についての思いや日ごろ感じていること等を、市内4中学校の生徒と市長が語り合う“ドリームトーク”を引き続き実施します。</p>	学校教育課
中高生の乳幼児とふれあう場づくりの推進	<p>保健所・学校・医療機関・地域団体等の連携により、思春期講座のみでなく、地域の集いの場等において日常的に中高生が乳幼児とふれあえる場づくりを推進します。</p>	学校教育課
こどもを生き育てることに関する学習の充実	<p>将来、親となるために必要な母性や父性の理解、幼児に対するあたたかい感情や関心を養うために、学校教育において学習や意識の啓発を行います。</p>	学校教育課
家庭における男女共同参画の意識啓発	<p>学校・家庭・地域・職場の各分野において、男女共同参画社会づくりを推進するための啓発活動を進めます（広報版パンフレット、スマイリーハート人権講座、市内小中学校での男女共同参画出前講座等）。</p>	総務課

③こどもが安心して過ごすことのできる居場所づくり

現状と課題

アンケート調査によると、子育て支援に関して必要な情報は、未就学児童保護者、小学生保護者ともに「子どもの遊び場の情報」が最も多くなっています。また、南国市の子育て施策に関して感じていることについてみると、未就学児童保護者、小学生保護者ともに『公園など遊び場が充実していると思いますか』の「いいえ」の割合が全項目中、最も高くなっています。アンケートの自由意見でもこどもの遊び場がほしいという意見が最も多く、こどもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが求められています。

本市では、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブにおいて、小学校内の公設クラブの増改築、民営クラブの開設により、受入児童数の増加に努めてきましたが、施設及び指導員不足により待機児童がいる校区もあります。また、地域の方々の参画で、こどもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を小学校3か所で実施していますが、実施校の増加や放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な推進が課題となっています。

施策の内容

施策	概要	担当課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校敷地内の専用施設などを利用して適切な遊び及び生活の場を与え、支援員の活動支援のもと児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
放課後子ども教室	小学校に通う児童を対象に、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画で、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。 今後は実施する小学校の増加に努めるとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体の実施を検討し、受入児童数の増加を図ります。	子育て支援課

施策	概要	担当課
児童館	<p>南児童館については利用者減少に伴い、令和6年度から週3日開館しています。</p> <p>西部児童館については、広報活動により、乳幼児以外の小学生以上の学年の利用の拡大を図ります。</p>	子育て支援課
子ども会活動の推進	<p>子ども会では、幅広い年齢の子ども同士が交流し、活動を通して自分で考え判断し実行できる力を養います。こどもの健全育成に大切な子ども会活動を継続して支援するとともに、その重要性を啓発します。</p>	生涯学習課
公園の整備	<p>既存の公園施設の長寿命化に向けた取組を進め、地域の子どもが安心して遊ぶことのできる公園整備を進めます。</p>	都市整備課

基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくり

①子育て支援ネットワークの充実

現状と課題

アンケート調査によると、「自分自身の子育てが、地域の人や社会に支えられていると感じますか」について、「(非常に+ある程度)感じている」と回答した割合は未就学児童保護者で69.5%、小学生保護者で82.0%と、大半の子育て家庭では『子育てが地域に支えられている』と実感していますが、一方で「(あまり+まったく)感じない」という世帯も一定数あります。

少子化や共働きの増加、地域社会でのつながりの希薄化等により、子ども同士の交流はもとより、地域で子育てをする機会が減少していることから、子育て中の親が孤立し、育児に対する不安感や負担感が増大していることは現代社会における課題となっています。

地域子育て支援拠点事業など、地域において子育てを支援する体制の充実に取り組むとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりや人材育成に努め、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを進める必要があります。

施策の内容

施策	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 【地域子ども・子育て支援事業】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援課
地域全体で子どもを見守る体制作り	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動(本部)の一体的な推進により、子どもたちが多くの大人たちに見守られながら育つ環境を作り、登下校時の声かけや交通安全指導、子どもたちと一緒にいる清掃活動等の取り組みの充実を図ります。 また、子どもたちを取り巻く現状についての理解を深める取り組みを推進し、地域による子どもたちの見守り機能の強化に努めます。	学校教育課 生涯学習課
南国市民生児童委員協議会等による子育て支援事業	民生児童委員等が各機関と連携して子育て家庭の見守り・声かけを行うとともに、SOSが出せない家庭を把握して支援につなげていきます。	子ども家庭センター 子育て支援課 福祉事務所

施策	概要	担当課
子育てサークルの支援	親自身が子育てについて、仲間づくりやコミュニケーションを図り育児力を高めることができるよう、子育てサークルづくりやサークル活動に対しての支援を行います。	こども家庭センター 子育て支援課
子育て親子の交流の促進	関係機関との連携のもとに、安心できる子育て交流等、自主活動の活性化と子育て親子の交流の活発化に努めます。	こども家庭センター 子育て支援課

②情報提供体制の整備・充実

現状と課題

アンケート調査によると、現在の子育て支援情報の取得先は「友人・知人・家族」の他は「インターネット」、「SNS」(62.2%)を活用することが多くなっています。

情報化の進展に伴い、さまざまな媒体から子育てに関する知識や情報が容易に得られる状況にある中で、こどもの発達や子育てに不安を抱える保護者のために、情報が必要な人に正しい知識や情報を適切に伝えていくことが求められます。

施策の内容

施策	概要	担当課
市ホームページ等を活用した情報の発信	子育てに関する行政サービスの最新情報がいつでも手軽に取得できるよう、市ホームページにおいて最新情報への更新を遅滞なく行います。また、ホームページの更新に合わせて、南国市公式 LINE への展開を行うとともに、情報を求める子育て家庭に正確な情報が伝わるよう、わかりやすく伝わる工夫をしていきます。	こども家庭センター 子育て支援課
情報提供体制の整備・充実	健康手帳アプリをリニューアルし、予防接種や健診・育児イベントの情報を配信、こどもの成長を簡単に記録できるなど、電子版の母子手帳としての活用を図ります。 また、高知県が運用するアプリ「おでかけるんだパス」との連携や情報の一元管理、資料配布等に継続して取り組みます。	こども家庭センター 子育て支援課

③災害、事故、犯罪被害などから子どもを守る環境の整備

現状と課題

本市は台風・大雨による災害が多く、今後、南海トラフ地震の発生も危惧されています。子どものいのちを守るため、防災へのより一層の取り組みが求められています。本市では、被災経験者との交流や様々な場面や状況を設定した避難訓練等の防災教育を各学校で実施しています。

交通の面においては、危険予測能力が低い子どもは特に注意が必要であり、正しい交通ルールの指導と交通安全意識の向上が重要になります。本市では、保育施設、小学校において、交通安全教室を実施し、幼児、児童が交通ルールを学習する機会を確保しています。

また、子どもを犯罪から守るため、警察、教育・保育施設、学校、関係民間団体等と連携・協力し、地域における防犯体制の強化に努めています。

施策の内容

施策	概要	担当課
防災対策の充実	<p>南海トラフ地震に対する備えも重要となっており、防災意識のさらなる向上をめざし、教育・保育施設での避難訓練等の取り組みを強化します。</p> <p>各学校においては、高知県安全教育プログラムに基づく防災教育を一層推進します。</p> <p>また、教育・保育施設における子どもたちの安全・安心を確保するため、自然災害に強い施設等を整備します。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>
交通安全教室等の開催	<p>教育・保育施設、小・中学校において、講話やビデオ、実技指導等による交通安全教室を実施し、子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を推進します。</p> <p>また、スマートフォンを操作しながらの自転車運転や、電動キックボードの使用増加、自転車運転時のヘルメット着用など、新しい課題等についての啓発にも取り組みます。</p>	<p>危機管理課</p>

施策	概要	担当課
街頭指導の実施	<p>毎月 20 日の県民交通安全の日に交通安全指導員や市職員による街頭指導・安全パトロールを実施し、登校時の児童生徒の交通安全を確保するとともに、こどもの交通安全意識の定着を図るため、定期的な街頭指導等を実施します。</p>	危機管理課
子どもの犯罪被害に関する防犯体制の整備	<p>不審者等の情報を受信した際には、速やかに教育委員会や警察等と連携を図り、必要に応じて防災行政無線・公式 LINE 等を活用し、地域への注意喚起を行う体制を堅持します。</p> <p>また、登校時・下校時のパトロールを行うとともに、地区補導員の活動も継続して実施します。</p>	危機管理課 生涯学習課

基本目標 4 すべての子どもと保護者の最善の利益を守るまちづくり

①児童虐待防止対策の推進

現状と課題

児童虐待はこどもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為です。本市では、令和5年度にこども相談係への新規相談・再相談が90件あり、そのうち37件が児童虐待の相談でした。児童虐待については、日常的に相談を受け付け、迅速な対応に努めています。新型コロナウイルス感染症による対応期間中は相談件数が少ない傾向でしたが、5類移行後は相談件数が増加傾向となっています。

令和6年度から新設された南国市こども家庭センターの周知をさらに進め、地域ぐるみで児童虐待防止を推進する体制を整備する必要があります。

施策の内容

施策	概要	担当課
児童虐待への的確な対応	配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努め、家庭児童相談業務においては、様々な問題を抱える家庭について、日常的に相談を受け付け、必要に応じて適切な関係機関と連携し支援につなげていきます。	こども家庭センター
こどもの権利擁護	体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診、保育所（園）、学校等を活用して啓発に努めます。 また、保護者が育児・監護を怠るネグレクトが児童虐待であることについての周知に努めます。	こども家庭センター
児童虐待に関する情報の周知啓発	「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間など、市の広報誌や公式フェイスブックへの掲載を随時行い、児童虐待防止について周知・啓発を継続的に行っていきます。	こども家庭センター

施策	概要	担当課
地域の関連機関との連携強化	要保護児童対策地域協議会の代表者会、実務者会議の定期開催や個別ケース検討会議により、民生児童委員、警察署、少年育成センター、児童相談所等との情報共有と連携強化を図るとともに、児童虐待防止コーディネーターを配置し、児童の安全確認等のための体制強化を図ります。	こども家庭センター
要保護児童対策地域協議会の機能強化	社会状況の変化に応じ、地域での児童の見守り体制強化のため、必要と思われる団体を要保護児童対策地域協議会の構成員として登録していきます。	こども家庭センター

②障害のあるこどもへの支援の充実

現状と課題

本市では、幼児健診にて発達面・養育面でフォローが必要と判断したケースが約半数あり、保護者の困りごと、児童への関わりなどの相談助言を行う場として、市が実施している親カウンセリング教室や県福祉保健所、療育福祉センターでの事業の活用を勧めています。また、発達の遅れや心身に障害があり、関係機関から障害福祉サービス等の利用を勧められる児童が増えており、生活場面における支援の必要性やサービスの利用目的を保護者と確認し合い、適切な利用につながるよう支援していますが、市内の指定障害児相談支援事業所だけでは対応が難しくなっています。

障害のあるこどもや家庭への施策については、「南国市障害者計画・南国市障害福祉計画・南国市障害児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図っています。障害の原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや発達障害等の早期発見のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図る必要があります。

施策の内容

施策	概要	担当課
障害の早期発見	乳幼児健診において小児科医と連携し、発達の遅れや障害等が疑われるこどもの早期発見に努め、保護者が相談できる体制を整えます。 また、相談内容や児童の様子等に応じて、保健・医療・福祉・教育・その他の関係機関につながります。	こども家庭センター 福祉事務所
社会参加の促進	一人一人のこどもの発達課題を把握した上で、放課後等デイサービス等の支給を適切に行い、発達の促進や生活スキルの向上を図るとともに、他者とのコミュニケーションや社会参加の機会の一助となるよう支援していきます。	福祉事務所
相談体制の充実	社会資源の情報提供や相談・助言等を行うため、事業所に委託して障害児相談支援事業を行います。 また、南国市障害者自立支援協議会等を通じ、指定障害児相談支援事業所の現状などを確認するとともに、引き続き相談支援体制の強化に努めます。	福祉事務所

施策	概要	担当課
日中一時支援事業	障害のあるこどもの日中活動の場を確保し、障害のあるこどもの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。	福祉事務所
児童発達支援事業	支援を必要とする就学前のこどもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、自活に必要な知識や技能の習得並びに集団生活への適応のために必要な支援を受けられるよう、児童発達支援の支給決定を適切に行います。	福祉事務所
児童発達支援センター事業	児童発達支援を提供しつつ、広く地域の障害児やその家族を対象とした相談援助や、障害児を預かる施設への援助・助言の機能を併せ持つ地域における障害児支援の中核的な相談機関として引き続き支援をおこないます。	福祉事務所
放課後等デイサービス事業	障害のある就学中のこどもに対し、自立を促進するため、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための支援、社会との交流の促進等を継続的に提供します。	福祉事務所
障害児保育の推進	一人一人の障害の種類・程度に応じ、常に家庭、専門機関等との連携を密にした、きめ細かな保育を実施します。	子育て支援課
特別支援教育の充実	合理的配慮協力員を配置し、特に知的障害特別支援学級の生活単元学習の精度を上げていく取り組みを中心に行います。 また、特別支援教育学校コーディネーターを中心として、校内支援委員会の充実等を図るとともに、特別支援教育支援員を各校に配置し、学級担任等と連携しながら、障害の実態に応じた適切な教育を行います。	学校教育課

施策	概要	担当課
支援引継ぎシートの活用	<p>就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと、幼児児童生徒の必要な支援の引継ぎを「引継ぎシート」をもとに確実にやっていくよう努めます。</p> <p>また、個別指導計画、支援シート作成方法等の保育専門研修を通じて、特別支援教育の視点に基づいた保育の質の向上を図り、次の教育機関に支援を引き継いでいます。</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>

③ひとり親家庭の自立支援の推進

現状と課題

本市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は減少傾向で令和2年には362世帯、父子世帯も平成27年から令和2年にかけて減少しており、令和2年には50世帯となっています。婚姻件数は令和4年には151件、離婚件数は76件と、婚姻件数と離婚件数の比は概ね2:1となっています。親の離婚はこどもを取り巻く環境に変化をもたらし、ひとり親家庭の増加要因のひとつとなっています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努める必要があります。

施策の内容

施策	概要	担当課
子育てや生活に関する支援の充実	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度や母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の周知啓発を行います。	子育て支援課
就労支援の充実	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラムを策定するなど、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を行います。	子育て支援課 福祉事務所
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課

④子どもの貧困対策の推進

現状と課題

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によれば、令和3年時点で17歳以下のこどもの貧困率は11.5%であり、約9人に1人のこどもが貧困の状態にあるものと考えられます。中でも、こどもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯では、貧困率は44.5%と非常に高い水準となっており、ひとり親家庭の子どもたちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがわれます。

こどもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

施策の内容

施策	概要	担当課
奨学金制度の周知 【再掲】	教育費の負担を軽減するため、各種奨学金資金制度の周知に努めます。 また、令和5年度から若年層の移住定住を促進し地域活性化を図ることを目的に開始した、南国市奨学金返還支援補助金制度についても併せて周知に努めます。	学校教育課 生涯学習課 企画課
子育てや生活に関する支援の充実 【再掲】	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度や母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の周知啓発を行います。	子育て支援課
就労支援の充実 【再掲】	ひとり親家庭の社会的、経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援プログラムを策定するなど、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業 【再掲】	18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して、医療費の自己負担分を助成します。	子育て支援課

施策	概要	担当課
放課後等における学習の場の充実	<p>小・中学校の放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。</p> <p>また、授業から放課後までの学習支援を担う支援員の配置も拡充します。</p>	学校教育課
生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業	<p>こどもが自ら困難を解決できる力を身に付け、貧困の連鎖を防ぐことを目的に、生活困窮世帯のこどもや、生活困窮に陥る可能性を有する困難を抱えるこどもへの学習援助、生活習慣・育成環境の改善に取り組みます。</p>	福祉事務所

⑤困難を抱えたこどもへの支援の充実

現状と課題

本市では、いじめ、不登校の児童生徒への対応として、教育支援センターふれあい、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒の心の支援や保護者の支援に努めていますが、児童生徒の不登校等も増加してきていることから、児童福祉分野に携わる人材の確保や専門性の向上に努め、相談支援体制の強化を図る必要があります。

家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響を受けるヤングケアラーへの支援を強化するため、国は、子ども・若者育成支援推進法を改正し、国・地方自治体がヤングケアラー支援に努めることを規定しています。ヤングケアラーは家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があります。問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。

令和3年3月策定の「第3期健康なんこく21計画 きらり」に、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」を包含し、自殺対策を総合的に推進しています。

施策	概要	担当課
相談体制の充実	いじめ、不登校の児童生徒への対応として、教育支援センターや校内サポートルームの設置等、こどもの「心の居場所」づくりに努めます。 また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを継続して配置し、児童生徒や保護者の支援等、相談体制の充実に努めます。	学校教育課
教育支援センターふれあい	南国市に在住する不登校や不登校傾向にある児童生徒に対し、主体性を大切に学習や体験活動を通じて「心の居場所」をつくり、集団生活への適応と自立を促すための援助や取り組みを引き続き行います。	学校教育課

施策	概要	担当課
ヤングケアラーへの支援	<p>令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。</p> <p>ヤングケアラーの概念を市民が認識できるよう周知し、教育・福祉・介護等の関係機関と連携して、早期発見・把握や適切な支援につなげます。</p>	<p>こども家庭センター 学校教育課</p>
こどもの自殺予防教育の推進	<p>自殺予防対策として、教職員のゲートキーパー養成研修を行うとともに、自殺予防対策基本法の趣旨である「生きることへの包括的支援」に対する自殺予防教育を含む『SOSの出し方・受け方に関する教育』の具現化を図っていきます。</p>	<p>学校教育課</p>

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等、幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携を更に強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、教育・保育施設、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、教育・保育施設をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPO等、各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

2 情報提供及び周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3 計画の進捗管理及び評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「南国市子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。